# 第1回新生児医療フォーラム

フォーラム 1「長期入院患児の実態とその対応について」 フォーラム 2「周産期医療整備対策事業の推進に向けて -地域周産期医療センターを中心に-」

> 日時: 平成 11 年 6 月 18 日 (金) 午後 1 4 時 15 分 場所: アルカディア市ケ谷

出席者:中村肇(上谷良行,溝渕雅巳),多田裕,三科潤,大野勉(細野茂春),山懸然太朗,橋本武夫,堺武男,千葉力,小泉武宣,安藤一人,後藤彰子(猪谷泰史),永山善久,田村正徳,犬飼和久(田中敏博),楠田聡,末原則幸,北島博之,中尾秀人,國方徹也,亀山順治,山崎武美,竹内山水,近藤乾,田中吾郎,小川雄之亮,仁志田博司,藤村正哲,中野仁雄(九州大学産婦人科),根岸宏邦,丹羽久生,杉浦正雄,宮本泰行,今村博明,田中太平,多喜紀雄,高橋幸博,尾内一信,福田雅文,岩井正憲,武田康久(厚生省母子保健課)

## フォーラム 1 長期入院患児の実態とその対応について

司会(中村) 今年度の事業計画ですが、前年度に引き続いて周産期医療体制に関する研究を継続するということで認められているわけですが、今年度は特に長期入院児の実態調査とその対応をリサーチ・クエッションとして、この班に与えられております。ですから大きくこの二つの問題を中心に展開させていきたいと思います。いずれにしてもこの班の特性としては、全国的な調査活動を通じながら、医療行政に貢献していくというのが目的ですので、今年度も先生方のご協力を賜りたくお願い申し上げる次第です。

そこで、そういう趣旨に沿って、今日は二つのフォーラムを準備いたしました。一つが「長期入院患児の実態とその対応について」、後半が「周産期医療整備対策事業の推進に向けて」ということです。今年度は特に地域の周産期医療センター、あるいはNICUだけではなく、後方病床あるいは、強化治療室と呼んでいる部分の医療が、どういう形で行われるべきかについて、ディスカッションを進めていければと思っております。時間も限られておりますので、まず一つ目の「長期入院患児の実態とその対応について」のフォーラムをはじめたいと思います。

なお、このフォーラムに先立ちまして、まず厚生省の児童家庭局母子保健課課長補佐の武田先生に、行政サイドから見た長期入院患児の問題点ということで、最初にお話しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

武田課長補佐 厚生省児童家庭局母子保健課の武田と申します。よろしくお願いいたします。

いまもご報告がございましたが、この研究班は全国的な先生方の組織で新生児医療の実態を把握していただくということで、かなり大規模な調査をしていただきました。かなり細かい点についてのクェッションネアまで入っていきまして、現場の先生方にはかなりのご苦労があったのではないかと思います。研究の所管課といたしましてまず一言御礼申し上げます。

いま、中村先生からも若干ご紹介がございましたけれども、私どもで所管しております研究事業ですが、厚生省の中でいちばん大きな研究の大枠として、厚生科学研究費補助金というのがあります。先生方はよくご存じだと思いますが。その中には10幾つかの研究事業というものがあって、そのうちの一つで子ども家庭

総合研究事業であり、平成10年度からはじまっております。その開始時点から中村先生を主任研究者として、周産期医療体制を一つのターゲットとした研究班がスタートしました。その中で一応3年間という計画で、研究計画をお出しいただいたわけです。11年度、本年度に関しましても先般行われました外部の評価委員会におきまして、継続されたいという評価をいただいて、11年度も継続ということになったわけでございます。

評価委員会の中での議論、また研究所管課として行 政、私どものほうからの要望も合わせて、一ついちば ん大きなテーマが、いま中村先生からもお話がござい ましたが、いわゆる長期入院児の問題でございます。 今日はその問題について、実際に現場で従事しておら れる先生方のお話をお伺いできるということで、非常 に楽しみにしております。この部分は一言で申し上げ まして、全国のトレンドとしてまったくブラックボッ クスになっているわけです。いろいろな先生方から、 ある地域ではどの程度長期入院児の問題があるという ことはお聞きするのですが、周産期医療体制をどんど んと今後推進していかなければいけないと思っており ますが、その上で後方的な問題として、そのようなお 子さん方の数とか、そういった方々を受け入れる受け 皿の問題であるとかがまったく、全国統計的なものと して、数的にわからない状態になっております。

もちろんこれは程度の問題等もございますので、果して医療サイドのほうで施設整備なり、マンパワーの拡充なり、そのほかを推進していくべきものなのか、もしくはより福祉的なサイドのものをやっていくべきなのか。それともいままでのスキームには合わないような新たなものを構築していくべきなのか、これらを包括的、横断的に考えて、今後の施策を展開していかなければならないと考えております。

そうするためにも現在の状況、現時点でのトレンドとして、どのような程度の方が、どの程度いらっしゃって、どのような転帰をたどって、いまどういった施設なり、受け皿のところにいらっしゃるのかという、そういうような点を在宅医療の点も含めて、幅広く調査を行っていただきたいという、そういうご要望が、評価委員会および当研究所管課である母子保健課から、強く出させていただいているところでございます。

中村先生の研究班で今年度の調査ということで、いるいろとその調査スキームを組んでいただくことになっておりますけれども、現場の先生方にもいろいろとご協力いただくことがあると思いますので、その節はよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、行政的に非常に問題視している今後の一つの大きなテーマであるというところだけ申し上げさせていただいて、ご挨拶に代えさせていただきます。

司会 どうもありがとうございました。いまお話にございましたように、今後の大きな行政課題ということになっておりますが、これが数的にどのくらいあって、どういう形で今後進めて行くかというところでは、必ずしも現時点でコンセンサスはないのではと思っております。

そこで、先進的にこの問題に取り組んでいただいております、聖マリア病院の橋本先生と高槻病院の根岸先生に話題提供者として、ご自身の施設等で抱えておられる問題を中心に、問題提起をしていただいて、皆さま方とディスカッションしていければと考えております。

それでは橋本先生、お願いできますでしょうか。

長期入院患児の実態とその対応について 聖マリア病院副院長 橋本 武夫

それではクローニックNICUの現状、流れについて、僕らの経験を少し話題提供として述べさせていただきたいと思います。クローニックNICUはこんな厚いカルテですが、これは約7か月ぐらいです。最初は長く入院しているとカルテが厚くなって、書庫がなくなって、カルテ庫が足らなくなるということからはじまったのですが、いまはその人間が大変問題になっております。ちょっと規模が違いますので、あまり参考になるかどうかわかりませんが、九州レベルとして話してみたいと思います。だいたい出生2万の地域の中でのクローニックNICUということです。

こういう子供ですね。こういう子供が家に帰れない。 家族にもアンケートを取りましたけれども、人工呼吸 器を付けて家に帰してよいという答えは、ほとんどゼ 口です。稀にあって、いま実際に在宅で人工呼吸器を やっているのですが、それでもまだまだとてもたまら ないということです。

一つの流れを見ますと、実は61年に厚生省がNIC Uの基準を導入しました。これは30床です。その直ぐ あと、昭和63年にクローニツクNICUを開設しまし た。これはどうしょうもなくて、グロウイング・ケア・ ユニットの隔離病室をクローニックNICUというこ とに変えて、そこで 4 床をやっていましたが、4 床な んてとんでもない、とてもじゃないけれど駄目だとい うことで、それから感染症との関係もあって、GCU から外に出したいということで、平成 4 年に小児医療 センターの手術室をカットして、改造して、手術場を 中央に全部持って行って、そこにクローニックNIC Uをつくってもらいました。それもスペースの関係か ら 7 床ぐらいしか取れませんでした。最初の、4 床の ときのクローニックNICUというのはこんなもので、 グロウイング・ケア・ユニットの隔離室、これをクロ ーニックNICUとして使っていました。

現実にその間で数字を取ってみましてもこんなもので、90 日以上というのが最初の頃には入れていましたが、180 日、6 か月以上を取っても4 人に1 人、約 25%が6 か月以上の入院ということになってしまいます。BPD、クローニック・ラング・ディジーズ、奇形、声門下狭窄、無酸素性脳症、重症筋無力症、こういうものが具体的な主要疾患、原因となります。

当時、問題点としてこういうふうなものが上がりました。長期慢性呼吸障害児の数はNICU、GCU共に年々増加し、グロウイング・ケア・ユニットにおける重症児が増加している。メディカル・バイオエックスの問題。NICU基準適合患者がGCUで管理される結果、NICU基準の診療報酬を効率よく取得できないということで、この当時計算すると、年間約1億の損失を出しているという結果になっていました。また、良質な医療条件の問題。現在のクローニックNICUのさらに数倍の収容能力が必要である。

そこで平成4年に、小児オペ室を変えて1回目の増床、新設を行いクローニックNICUを稼働させました。そこには5から8床入るのですが、だいたい7床ぐらいで、看護婦6名がそれを分担をします。これの

収支計算をいたしますと、年に 1 億 804 万円だったのが、7674 万円くらいのマイナスになりました。

その地域間におけるNICUの位置付けは、こういう図の中にあります。もちろん在宅酸素、人工換気、こういうのもあります。それから訪問看護はこれに当然くっ付いてくるので、訪問看護もこれに入れました。ドクター、ナース、助産婦、すべて自宅まで出かけて行くというシステムをつくりました。サブセンター、関連病院への逆搬送も行っておりました。それてもまだまだ足りませんでした。

クローニックNICUの意義ですが、長期慢性呼吸 障害児における総括的な治療、長期入院の発達援助、 それから家族への対応というのが非常に大きな問題で す。家族の面会がだんだんだんだん遠ざかっていき、 そのためのいろいろな社会的な問題も起きてきました。 そこで、この中にホスピス的なニュアンスも少し入れ なければいけないと考えました。

平成5年度に2回目のクローニックNICUを増床したあとに調べたのですが、人数的にはほとんど変わりはありません。36人、27%ですから、126床のうちの約4人に1人は6か月以上の入院です。しかもレスピレーター・ケアが結構多い。主な原因疾患をみると、慢性肺疾患、脳神経、低酸素、奇形といったものがほとんどです。クローニックNICUのほとんど全例がレスピレーター・ケアを行っております。NICU、GCUでもそのうちの65.5%はレスピレーター・ケアから離脱できないような状況です。平成2年度の厚生省研究班でこれらの症例の、たとえば1年後の予想をつくって、その経過を見てみましたけれども、ここの範疇に入れられた症例というのはほとんど自宅には帰れないというのが現実でした。

日常業務を見ますと、一般的ケアはもちろんですが、 疾病の治療、それからレスピレーターの管理、家族への対応。家族にも来ていただいて、食事とか沐浴介助、 こういうものをさせることができました。これは療育 も非常に重要になっています。保育士、心理療法士、 こういう方たちがその中に入ってくる。音楽療法、あ るいはリハビリ、こういうものもその中で、合わせて 行っていくということをやっています。看護人員につ いては、われわれが想像した以上に、あまり手がかか らない。いわゆる急変というものがないものですから、 慢性の扱いで、看護力とか、医師の力というのは、予 想したほどいらないのじゃないかと考えています。

そういうことからコメディカルのかかわりがクローニックNICUには必要になってきます。もちろん急性期から続けてのコメディカルのかかわり合いというものは、欠かせないものだと思いますが、特にクローニックになって来ますと、こういう人たちの参加が必要になってまいります。

まとめますと、問題点と対策ですが、本来の急性期 NICUが、クローニックの症例がいるために稼働し ない。ですからクローニックNICU。名前を付ける ときにちょっと問題があったのですが、結局小児IC Uにしても、小児科が今度は稼働しなくなる。糞詰ま りになって、急患が入れない。最初は小児ICUに移 行していたのですが、小児ICUがパンクしてしまう ということで、それでは新生児の長くなったものとい うことで、NICUという名前をそこに入れたのです。 けれども、将来的にはこの名前もまた変えていかなけ ればいけないのじゃないかと考えております。それか ら医療収益、医療従事者の心理的負担、これも大きな 問題です。それから長期母子分離、情緒発達障害、耐 性菌感染源、在宅ケアにおける家族、地域の格差が非 常に大きいということ。こういう問題点があります。

そういうことで、われわれが考えました、あるいは 実行してきたた対策がここに書いてあります。

クローニックNICU。サブセンターへの転院、逆搬送です。それからコメディカルの導入。24 時間面会はいつでもいいという形で、面会を受け入れる。それから、地域の施設との連携が絶対必要になってきます。障害児施設との連携もとる。私も週 1 回その施設に行って、やっといま 2 例その施設で人工換気をやってる。そういう状況を少しずつつくっていっているところです。それから、母子入院、訪問看護士。お母さんが、家族が来られていっしょに入院できるようなシステムがこれから絶対に必要ではないかと思います。ただ入れておくという状況じゃなくて、いつでも共に、いっしょに入院できるということが、これからの非常に大切なポイントだと思います。

私たちは新しい施設をつくる以前に、障害を持った

子がどこに行ったらいいのかというのを、医療者も、 地域も、各施設そのものも、小児科医も、まったくそ れを把握しておりません。こういう障害があったらこ の地域でどこの施設に行ったらいいのかというのは、 まったくわかりませんでした。私自身もまだよくわか っておりませんでした。そこで筑後療育協議会という ものをつくって、そこに保健所から、行政から、全部 入っていただいて、皆さんで一応資料を集めて、各施 設に打診をして、その施設の特徴なり、状況を出して もらって、療育マップというものをつくりました。そ れを見ればどこの地域の人は、どういう状態のときは どこに行ったらいいというのが、だいたい一目瞭然に わかる。保健所、福祉施設、幼稚園、障害児学級を持 っているところとか、学校とかも全部入れて、こうい うものをつくることができました。県の援助を受けて 作成できました。厚生省でも各都道府県にこのマップ を配付していただいております。

これからの話は私たちの一つの夢です。

これは夢の作図をしたものです。それはまず高速に近いところ、高速から下りてから直ぐという条件で、セスナに乗ってまず土地探しからやって、あるところに、川のほとりにこういう土地を見つけました。まだ100%決まったわけではないですが、こんな夢を描いております。上に長細い2階建てがありますが、これこそさっき言いました、家族いつ来てもらってもいい、そして何日泊まっていってもいいという施設です。これは約20部屋ぐらいあります。こういうものを、私たちの一つの夢として、建設にかかりたい思っております。病院でこんなものをつくると言ったら大変です。やはりある大きな地域の中に1か所つくる。いわゆる総合周産期医療センターと同じような考えで、一つつくっていけばいいのじゃないかと思います。

私たちの考えでは、ここにも載せましたけれども、 九州の全域の状態を見ると、九州全体で50 床ぐらいの が一つあればよいいうことで、この施設は一応50 床と いうことで、いま計画を進めています。建築はできた としても維持の問題がある。福祉、医療、保険の問題 とか、そういうことでまだまだ解決しなければならな い点があって、ちょっと急速に進めないという状況に あります。このへんも厚生省のご協力を得て、新しい 形として、これを一つつくってみたいというのが夢です。これはいまの設計の中身ですが、まだ夢ですから100 %決まったわけではありません。スライドありがとうございました。

最後に、今日は中野先生もお出ですけれども、実は 平成8年に福岡で、九大関連の母子周産期センターが 主になって、第1回のクローニックNICUシンポジ ウムというのが開かれました。中野先生の英断ですば らしいこういう会を開いていただきまして、大変嬉し かったのです。このクローニックNICUという言葉 の問題、あるいはその内容の理解で、実践している人 と、その周りから見ている人とで違いがありましたけ れど、これからまだまだこの名前も考えていかなけれ ばいけないと思います。それから超重症児という名前 も、家族に取ってみると非常に大きな鎖のように思え ますので、もうちょっと夢のあるような呼び方という ものも考えていかなければいけないじゃないかと思っ ております。

九州地区の新生児医療施設の長期入院児の実態という、九州全体のことを調べていたただいたデータがあります。やっぱり約50床ぐらいです。このくらいが九州全体の数としての、一つの指標になるのではないかと思います。

以上、われわれのいままでの流れをちょっとご紹介 することに止どめました。ありがとうございました。

司会 いまクローニックNICUの問題をビジュアルに夢のある、イメージの湧きやすい格好でお話しいただきましてありがとうございました。どなたかご質問がございますか。

仁志田(東京女子医大) ちょっと具体的なことで 恐縮なのですが、先生は 200 万の人口のところでのデータですね。それから演繹して九州全体だと 、九州全体で分娩はだいたいどのくらいですか。

橋本 15万ぐらいです。

仁志田 15万ぐらいですか。50床のことをちょっと 教えてください。

橋本 九州全体の実態調査からいま長期入院児として入院しているベッド数が50床ということです。 仁志田 ちょっとよろしいですか。 司会 どうぞ。

仁志田 先生がおっしゃったのは、クローニックNICUということからもう一歩進んだ考えということでよろしいですね。クローニックNICUというと、どうしても家に帰るまでの治療が長くなるのですが、先生のお考えの中には、そこを過ぎてもう家には帰れないだろうという子供のことがあると思うのです。そういう子供が、終のすみかとするところはどこか。いままでの重心施設ではとてもみきれないような子供であるということ。それから思想がちょっと違う。先生のお話を聞くと、まさに違う思想ですね。それは、そういう子供たちにヒューマンな環境と、社会の中に戻そうという基地のようなものをつくるという、そういう考えと取ってよろしいでしょうか。

橋本 まったくおっしゃるとおりです。ですから函館とか、宮城まり子さんの静岡とか、ああいうところをいろいろ見せていただきまして、地域の人たちを逆に引っ張りこもうという構想も持っています。

仁志田 その名前として、たとえばサナトリウムと 言うとちょっとおかしいですが 。

橋本 名前がですね。

仁志田 どういう名前がいいのか、また教えていだければと思います。

司会 そのあたりはほかにもいろいろご意見がある と思いますので、あとの総合討論で、もしよろしけれ ば、もう一度やりたいと思います。

それでは、続きまして根岸先生、お願いいたします。

長期入院患児の実態とその対応について 高槻病院院長 根 岸 宏 邦

私どもの病院の一般小児病棟における、長期入院患者の実情をお話をさせていただきたいと思います。

私どもの病院の一般小児病棟はNICUの後方支援的な病棟の様相を呈しておりますので、NICUとは密接に関連があると思います。表1は、私どもの1999年6月の小児病棟のある1日を横断的に見たものです。定床は58床です。そのうちの17床はわれわれがハイケア病棟と呼んでいるもので、呼吸管理や、呼吸心拍モニター、頻回吸引などを必要とする患児や、

手術後の患者を収容するためのものです。その日はその一つの看護チームとなっております。新生児期以降の小児内科疾患および小児外科疾患を収容しております。看護体制は小児病棟全体では2交代制4人夜勤です。ハイケア病棟内はそのうちの2人が勤務をしております。年間の小児病棟全体としての平均在院日数はトータルで8.4日、年間の新入院数は1755件、年間の占床率は87%です。もちろん、入院患者の中には一般小児科の下痢とか、肺炎とか、あるいはOne Day Surgeryや、Over Night Surgery の患児がかなり含まれております。

調査をした日の入院患者は55名で、ハイケア病棟内 には14名の患児が入院をしておりましたが、ほぼ満床 状態です。一応ハイケア病棟は17床が定床となってお りますけれども、現実的には看護の問題から 17 名は無 理で、14 名がリミットであると、看護サイドと協約を 結んでおります。当日 30 日以上の長期入院患者は 23 名でした。表2にその長期入院患者23名の内容を示し ております。年齢は2歳未満が半数近くを占めますが、 年長児もかなり含まれています。16歳が1名、12歳が 2名、11歳が1名、いずれも小児内科の患者です。9歳 は2 例で小児内科と小児外科が1 名ずつです。これら の患者の新生児期の状況は、低出生体重児が14名、成 熟児が 9 名、そして新生児期にすでに何らかの症状を 呈し医療が必要であったものは20例です。新生児期に 医療を受けなかったものは 3 例に過ぎません。先天的 な異常、特に奇形症候群などを含む症例は14例で、先 天異常のないものは9例です。すなわち、何らかの先 天異常を有し、新生児期より何らかの医療を必要とし た症例がほとんどであります。入院期間の内訳ですが、 これは保険診療上の入院の起算日からの日数を示して おります。今回の実際の入院期間でもありませんし、 またいままでのこの子供たちの生涯にわたっての入院 の期間でもありません。6 か月以上の入院継続患者は 12 名と、約半数を示しております。そのうちの7 名は ほとんど自宅に帰ったことはなく、当院もしくは他の 病院で産まれたときから入院を継続している患児です。 何らかの方法で、家庭へ退院することができる見込み があると考えられる症例を治癒見込みといたしました。 その数は23名中5例であります。他の18例について

はこのまま入院を続けるか、あるいは入退院を繰り返 さざるを得ない症例と考えられます。

表3は小児内科系の長期入院患者11例を示しており ます。症例 1 は現在までに数日間の家庭介護の経験が ありますが、他の病院での入院期間を合わせると、新 生児期よりずーっと入院を継続しております。4 歳と 数か月かです。新生児期に医療を必要としなかったの は症例4と症例7のみです。症例4は新生児期に多発 奇形が認められていましたが、医療は必要なほどでは ありませんでした。まったく後天的と考えられる症例 は、症例7の自宅の風呂場での溺水による症例のみで、 他の症例はすべて新生児期から何らかの症状を呈する か、あるいは何らかの先天異常を有している症例ばか りです。長期入院が必要な原因としては、人工換気療 法が必要なもの、あるいは気管切開を受けているため に、頻回吸引が必要であるとか、しばしば感染を繰り 返すために、入退院を繰り返さざるを得ないという症 例がほとんどです。したがって看護には非常に手間の かかる症例と言わざるを得ません。このへんは、先ほ どの橋本先生の考えとちょっと違うのではないかと思 います。

表4は外科系の患者の長期入院患者を示したもので す。症例1から6までは当院および他の病院のNIC Uの入院を合計すると、ほぼ産まれたときからずーっ と入院を継続している症例です。表の入院期間という のは当院での入院期間を示しております。小児外科の 患者においても、新生児期に特別な医療を必要としな かった症例は症例7 と8 の2 例のみです。そして、や はり先天奇形を有する患児が高率を示しております。 症例 8 以降の患者は、比較的入院期間は短いですが、 すでにこれまでに何回か入退院を繰り返しており、そ れらのものを合計すると、かなりの入院期間になりま す。しかし、家庭に一時帰っていたり、あるいは他の 病院へバックトランスファーをしているために、当院 での入院期間は見た目上比較的短くなっています。小 児内科系の患者については、治療見込みのあるもの、 すなわち家庭に復帰して再入院の可能性も少なくなる だろうという症例は認められませんでしたが、外科系 の患者においては、症例5、7、8、10、11の5例は 将来的には家庭での養育が可能になるだろうという希 望を持っております。

これらの長期入院患児に対する家族の思いはさまざまであって、ほとんど面会に来ない家族もありますが、ほとんど毎日面会に来て、12歳の誕生日とか、5月のお節句とか、あるいはクリスマスなどには、それなりのお祝いなどをして、そのことを家族の生き甲斐の一つと感じている両親や家庭も多くあります。

表5は1998年度、1年間に30日以上入院した後に、 退院した患児の内訳を示したものであります。男児の ほうがやや多く、外科系患者のほうが小児内科系患者 の約2倍を示しております。98年度の退院患者数は小 児内科が1068例、小児外科が687例ですので、比率か ら言いますと、かなり小児外科系患者のほうが、長期 入院をする率は高いと考えます。

いわゆる保険診療の入院起算日を基礎として、入院日数による分類を行いました。30日から90日間入院しているものは39例。91日を、すなわち3か月を超えると、入院管理料は当初の1561点から1061点と、約2/3に減額されてしまいます。91日から6か月よでの入院を要したものが18例、さらに6か月以上のものは16例あります。そのうちの4例は1年以上の入院を経過しております。また入院回数を見てみますと、1回の入院で30日を超えたものが37例ですが、他の例では2回以上、多いものでは5回以上入退院を繰り返しているものが8例見られます。それらの延べ入退院回数は168回となります。当病院の年間の退院患者数は1755例ですので、約10%の入院患者が長期入院患者ということになります。

表6は、98年度の症例を入院期間ごとに分けて、新生児期より医療を必要としたもの、および先天異常、奇形などを呈したもの、および完全に後天性の疾患であるものに分類をしたものです。91日以上入院を必要とした症例では、純粋に後天性のものは皆無であります。先天異常があったとしても、必ずしも新生児期に直ぐに症状を呈する症例ばかりとは限りませんので、両者の間には多少数値の差異が見られます。純粋に後天性のもの12例は、大部分が小児内科系の疾患で、喘息とか、不登校、神経性食欲不振症、動脈瘤を形成した川崎病、被虐待児などで、小児外科系の疾患では肺化膿症の1例のみです。このように長期入院患者のほ

とんどの場合、新生児期より問題を持っており、NICUがらみの症例が多いと考えられます。

表7は、98年度に退院した長期入院患者の予後につ いて、その入院期間別に調べたものです。ここでも内 科系患者と外科系患者の間に大きな差が見られます。 内科系患者では治癒して家庭に復帰したものは 1 例に 過ぎません。喘息や神経性食欲不振症などもやはり入 退院をその後も繰り返しているのが実情です。 内科で 治癒と判定した 1 例は川崎病で、川崎病としては例外 的に1 か月以上入院した1 例のみであります。当院で は悪性腫瘍や、血液疾患は扱わないことにしておりま すので、その点他の病院とは多少の差があると考えら れます。それに反して外科系は治癒率が比較的高いと 考えられますが、他の病院のNICUからの紹介例が 多いため、紹介元の病院で、その後再入院をしていた りする症例があるかもしれませんが、そこまでは今回 の調査は及んでおりません。家庭介護とは、きわめて 恵まれた家庭の状況において在宅酸素療法や、在宅人 工換気療法、あるいは腹膜透析などを行っている症例 であります。在宅人工換気療法は 2 例において行って います。1 年以上入院を経過した 4 例では家庭介護に 至ったものは 1 例で、さらに反復入院を繰り返してい るものは2例です。死亡は1例です。

われわれの小児病棟は、NICUの後方支援病棟としての色彩が強いのですが、表8の様に長期入院患者73例のうち62例は何らかの形でNICU、あるいは周産期関連病棟より継続して医療を受けている症例です。すなわち85%はそのような症例です。そして、そのうちの約半数は他の病院の周産期関連病棟や、NICUよりの紹介を受けた症例です。

以上、これらのことより、当院における一般小児病棟の長期入院患者の大部分はNICUや他の周産期関連病棟より引き続いて入院を繰り返している症例が多く、その症例も新生児期に種々の疾病を有していたり、あるいは低出生体重児、超未熟児や先天異常、先天奇形を合併する症例がきわめて高率に認められ、しかもその看護や介護には、きわめて多くのマンパワーを必要とする症例が多いということです。

そのような傾向はNICUを有する他の病院でも同じであろうと思われます。しかも現行の保険医療制度

では入院が長期に及ぶと、それに伴って診療報酬は急激に低下することから、小児病棟の運営はきわめて困難な状況にあると言わざるを得ません。何らかの対策を切に願う次第であります。

#### 総合討論

司会 それでは、橋本先生も前のほうにおい出ください。橋本先生がクローニックNICUという言葉の妥当性、どういうものを指して今後検討していくべきかということを話されました。われわれが医療を進めていく上において、長期入院患児医療の概念づくりと、それに対する支援体制を考えることが、今日のフォーラムの目的です。施設側から見て、どういう点に行政的なサポート、あるいは医療、福祉面でのサポートを求めていくかにできるだけ焦点を絞ってディスカッションをしていきたいと思います。

橋本先生がおっしゃったのは、基本的にレスピレーター・ケアを必要とするような長期入院児ということですね。今後展開させていくかということで、図面でお示しいただきましたが、どの地域でもいま直ぐにあそこまでもっていくのは難しいでしょうが、ほかでも、うちではこうしているというご意見があれば、ご質問でも、ご提言でも結構です、お伺いしたいと思います。

橋本 ちょっといいですか。

いまのクローニックNICUですけれども、根岸先生のクローニックNICUの適用の症例と、僕らの最初の時点でのクローニックNICUの適用の症例とちょっと違います。それから、中野先生がやられましたシンポジウムでのクローニックNICUの日本語の訳は回復病棟、あるいは夢ある病棟という名前を付けられていたのです。だから現実はぜんぜん違うのですよということで、ちょっとディスカッションがあったのです。

僕らのいまの4床とか7床というのは、どっちかというとレミゼラブルと言いますか、夢がないと言ったら語弊があるのですが、それに近いような、ホスピスに近いような感じでの、さっき根岸先生がこれが典型的ですと言われた、その典型的な症例なのです。だから、逆に手がいらなくなっている症例であると思うの

です。

根岸先生のところは小児外科が非常に多いですし、特に山本先生は気管とか食道を非常に扱っておられますから、非常に手のかかるクローニックNICUの対象に入ってくるのだと思います。そういうことで、クローニックNICUの中での適用の症例がちょっと違うというニュアンスはありますね。

司会 地域性とか、それぞれの病院の特色等でずい ぶん違うと思います。小児病院ではそれこそクローニ ックなケースが非常に多いのじゃないかと思うのです が、いかがでしょうか。

根岸 橋本先生にちょっとお伺いしたいのですが、 先生のクローニックNICUというのは、看護体制は 独立しているのですか。それともどこといっしょにし ているのですか。

橋本 看護体制は小児科の看護体制の中に入れました。そして 6 人がそのクローニックNICUの役割り分担になって、6 人で回していくのです。夜は 1 人です。お昼は看護婦さんに保母さんを付けるという形です。最初はドクターは、新生児のドクターがみていたのですが、ナースが小児科でドクターが新生児という関係もちょっと問題がありまして、最終的には小児科のドクターの管理に移行していくことができた。これは、ある意味で作戦だったのですけれども。

多田(東邦大学) お二人のクローニックNICUに対する考え方が少し違うように思うのですが、これは僕らとしていちばん大事な点だと思うのです。 橋本先生がおっしゃったような、NICUが長くなっちゃったから、NICUの横でみる場合と、小児病棟の中で、いろんな周産期医療施設から先生のところのように送られて来るのを扱われる場合とがあると思うのです。これは障害児施設なども同じで、非常にアクティブな施設は、おそらくそういうのをお受けになるだろうと思うのです。

幸い橋本先生のところは地域全体の医療機関を含めて、そういうデザインをなさるだけのシチュエーションもあったし、県自体とか、いままでの活動があったと思うのです。そういう全体を含めたディスカッションができたということが、先生の50床構想の非常に大きな点だと思うのです。

いま僕らが困っているのは、NICUが一杯で困っているが、小児科側も手がいっぱいだから受けてもらえないという問題であります。また、受ける小児科側としては、いままでの経過を知らなくて、いきなり重症を受けてしまうということで、非常に大変だという点も、僕らが送っても受けていただけない一つの原因になっているのだろうと思います。障害児施設のほうではそういうのは当然受けていただけるはずだけれど、人がいないから、あるいは医療施設が整わないから今はできないのだ、と。武田先生がおっしゃったように、全国的に考えるときには、この三つをどうやるかということにあると思うのです。

根岸先生は小児科医会などでもご活躍ですし、小児 科側の動きとして、先生にいろいろ教えていただける とありがたいのですが。

根岸 お答えになるかどうかわかりませんが、小児 科医会のほうではあまり新生児医療のことを理解をな さっている先生方が少ないので、私が言っても何のこ とかわからないというか、興味をお示しにならない。 やはり学会というか、こういう研究会レベルでそうい うふうなところへアプローチしていかないと、なかな か話が進まないのではないかと思います。

橋本 僕らのところは、いま多田先生のおっしゃったとおりの流れで、ここまで来ているのです。しかし、私立病院でもありますから、収益を上げなければいけません。そうすると、12 床のうちの4 床が6 か月以上入っていると、病院の医療経済効率から見ると、ものすごいデメリットなのです。ですから、私立である以上はそういうことを解決していくために、少しずつそういうクローニックをつくっていったわけです。

小川(埼玉医大総合医療センター小児科) いちばん最初に厚生省研究班の主任研究者をやらせていただいて、橋本先生なんかにデータをいただいたので、ちょっと責任がありますので申し上げますが、最初は長期入院児という名前でありました。そのときは超低出生体重児がだんだん助かるようになって、そういう子供たちがNICUに、当然約3か月ぐらい入院するものですから、3か月以上入院するのはどのくらいかということで、そのデータのお陰で、いまNICUの1,000gから1,500g、1,000g未満が、60日、90日にな

った、その基のデータができたのです。

それに加えて、今度はそれだげじゃなくて、さらに 90 日を超えてレスピレーター・ケアだとか、あるいは 点滴だとか、気切ケアだとか、そういう手のかかる子 供、これはクローニック・インテンシブ・ケアを要す る子供というふうに呼ぼうということで、その調査も して、これもかなりいるということがわかりました。

それともう一つは、その受け入れが自己完結型で、自分の病院でできる場合と、自分の病院でもできそうなのだけれどもできないところ、いちばんその典型が小児病院であるということがわかりました。小児病院は臓器別になっているので、新生児を卒業するというか、その時期が過ぎると、受け入れてくれるところがまったくないということで、全国の小児医療施設の新生児の先生方がいちばん困っていらっしやるということがわかりました。これはいまでもそういうことがあるのかもしれません。

それをどうするかということと、もう一つは重心施設の方面からの調査で、その中でレスピレーター・ケアを必要とするような、いままで重心では考えられなかった、重心の重症度分類があるのですが、その分類に当てはまらないような、そういうお子さんを受け入れざるを得なくなってきたということが出てきました。これは鈴木先生なんかがそうおっしゃったのです。それをしようがないから超重身児と言おうということになったのです。はじめはゼロとか何とかという話があったのですが、分類不能の心身障害ということで超重心児ということになった。ですから、いまも出てまいりましたように、それぞれの種類に分けて討論しないと、にっちもさっちもいかないということが一つあるかと思います。

それともう一つは、その当時、それはいまもそうかもしれませんが、いわゆる総合病院でNICUのあるところと、一般小児を持っておられるところで、特に都会型の病院の場合には、小児の入院例が少なくなってきたので、病床をある程度改造して、NICUにいた長期に入院を必要とするような子供を、その部屋に受け入れるような試みが、これは東京の都立大塚病院で井村先生がスタートされました。それはすべて自分のところで面倒を見てしまおうということですが、現

在はおそらくそれでは追いつかないと思います。それがいちばん問題になっているのじゃないかと思うのです。

そうなると、今度はそういう心身障害児の受け入れ施設とどのような関連を持ってやるかです。重症心身障害児施設には、重症の、いわゆる超重症児を受け入れるだけの余力はないところがほとんどなのです。もう一つは、手がかかるのですが保険の点数が非常に安いということがある。一時ちょっと上がったと思うのですが、まだまだ不十分だということもあります。そういうことで、これはかなり多角的に考えていかないといけないと思うので、一つずつやったらどうでしようね。

おそらく、井村先生みたいに自分のところの小児病 棟に受け入れた場合には、今度は在院日数が長くなる と、病院自体の平均在院日数が上がる。そうすると、 小児科が目の敵にされるという問題がある。そうなり ますと、新生児科と小児科が独立している場合には、 小児科のドクターとしては、そういう子供を入れたく ないということになると思います。

司会 いろいろ問題点をご指摘いただきましてありがとうございます。先生がおっしゃった超重身児の問題は、たしか保険の加算が数年前に付いて、ちょっと一部では動き出しましたけれど、結局マンパワーの問題などで前へ進んでいないのじゃないかなと思うのです。

いま小川先生のおっしゃった点と関連してですが、 橋本先生のは50 床のセンター的なもので母子入院という構想です。長期入院の場合には家族の問題等が大きいと思います。各小児病棟がどこも空いてきているという現実もありますので、地域センター的なところに分散して、ハイケアと言うか、クローニックなICUをもった方が家族との触れ合いという点では利点があると思うのですが、そのあたりについての橋本先生のお考えはどうですか。

橋本 地域センターにその余裕があれば、それは可能でしょうけれども、いま僕らの状況から見ますと、 そこまではとてもまだ考えられないと思います。僕らのところでも受け入れをできなくて、お断りしているというケースのほうが多いのです。 藤村(大阪府立母子保健医療センター副院長)私のところも小児部門約60 床ほどあるのですが、小児部門が実際にできたのは7、8年前なのですが、それ以前から小児外科、小児循環器も含めて、小児医療部門があって、私たちが子供たちのケアをしていちばん悩んでいたのは、この子たちをどのように、一般的に言えばQOLですが、本当にその子たちの生を最大限全うしてもらう環境というのは何なのかということなのです。これがいちばんの悩みですね。病院にどんなに看護婦さん、医師の手を入れて、どんなにきれいな部屋をつくっても、それが私たちがこの子たちにできるすべてだろうか。それでは駄目だからと言って、保母さん、あるいはリハビリの人、そういう専門職が、悪い言い方をすると寄ってたかってケアしても、それでQOLが上がるのだろうかということです。

やはりその子たちの生活というのがありますね、明らかに。長期入院というのは、言葉の反映は生活だと思うのです。そういう意味では橋本先生が先ほどお示しになりましたのは、まだデッサンの段階ですから、すごく夢がありますので、みんなあの中に夢を入れると、いいなぁという感じがします。すなわちそこに生活というものをどう持ってくるかということで。そのとき家族が先ほども位置付けられたわけです。

しかし問題は、あれは病院なのか、福祉の施設なのか、その費用はどうするのかとなると、相当新しい制度と言いますか、それを考えないといけないということです。それを独自でつくるのか、いわゆるゼロ・プランではなしに、ゴールド・プランのような真似をして、その延長で行くのか。それと、在宅との関係を常に付けながら、それは施設と呼んでいいのか、病院と呼んでいいのかわからないのですが、あのようなインスティチューションとどう関係付けていくのかということになるのですが、そこで、その原点ですね。子供たちにどういう生活を私たちがつくり上げていくのかという、そこのところをいちばん原点として、ぜひ議論いただきたいと思うのです。

その際極端に言えば、先ほどのようにハイデペンダンシィですから、ハイケアですから、ある一定以上の 重症なのです。それははっきりしている。ただ、自宅 は無理な人ばかりではどうもなさそうですね。在宅も 含め、時にそのインスティチュートに戻るという、そういうものすごくバラエティに富んだ中で、しかもインスティチュートの中では、レスピレーターの管理もかなり重症の人から、気切だけでほとんどケアはいける、むしろ家庭環境のほうの負担が重くて、どうしてもそのインスティチュートにおらざるを得ない人とか、いろんなバラエティがあると思うのです。

私たち新生児科医は、ある一つのニードに対して超低体重児とか、ICUとか、ある一つの方法でうまく問題が片づく医療に取り組んできたと思うのです、周産期医療は。ところが今回の長期入院児は今度は対象が広くて、ものすごくいろんな武器を持って、そして基本的には生活というものを相手にしなければいけない。これは医療と呼んでいいのかわかりませんが、そういうものを準備するという新しい世界なんじゃないかという感じがします。

司会 ありがとうございました。同じ長期入院にもバックグラウンドとして、医療的な問題から入院している児もあれば、社会的なと言いますか、家族の問題で入院せざるを得ない子供と、非常に多彩であるわけです。皆さんのところもたぶんそうだと思うのです。そういった子どもたちを一律に同じ制度でやることには当然無理があるでしょう。当面われわれとしては、どういう理由で長期入院せざるを得ない子供たちが現実にどれだけいるか。その実態をまず今年度は掴んでいきたいというのが最低限の目標で、それに対してどういう答えを、図を描いていくかというところが、次の課題になっていくと思うのです。その背景について、いま藤村先生が非常に具体的にお話しいただきましたが、それ以外に切り口といったものについて、ご提言いただければありがたいと思います。

仁志田 いま 2 人の先生がおっしゃったように、いかに長期に入院していても、その子供が治る可能性がある場合は、2 年でも 3 年でも、病院にいて治療をする。それはたぶんクローニック・インテンシブ・ケアと言っていいと思うのですが、橋本先生が提言しているのは、そこから一歩離れたところですね。

前にも何回か話したと思うのですけれども、私は昔 ナラビダという子供のサナトリウムでローテイトした ことがあるのです。そこでは治療はしているのですが、 たぶんと言うか、99.9%はキュアできない、しかしながら藤村先生がおっしゃるように、その子供のQOLを少しでも良くして保つことができるということでやってる。そういうような施設がこれからは必要だと思うのです。ですからそれは、いま先生方がおっしゃった新しいコンセプトと思うのです。思想が違うという言葉が出たように、思想が違うのだと思うのです。それに対する医療のバックアップとか、お金がどのくらいかかるとかというのは、僕にはまったくわかりませんけれど、でも新しい時代として、子供にもそういう施設が必要になったということを、いま先生の話を聞いて、本当に思っています。

今日は厚生省の武田先生もいらっしゃいますから、 いままでまったく新しいNICUのようなものをつく った、まったく新しい総合周産期センターというもの をつくった、そこで次の時代の一つの夢、それはもう 夢から現実になるべきだと思うのですが、そういうも のの提言として、ぜひ受け止めていただきたいと思い ます。

田村(長野県立こども病院) 小川先生のおっしゃ ったとおり、子供病院の中で新生児病棟の中の長期入 院患者というのは、非常に大きな問題になっているの じゃないかと思うのです。いま全国の子供病院のほと んどが臓器別で分類されていますが、新生児部門だけ が年齢別になっているのです。そこの矛盾として、た とえば心臓病の子供でも、オペをしてしまえば治って しまうファロー四徴症だけと子供でしたら、長期にな れば循環器が取ってくれたりするのですけれども、た とえばダウン症とか、18 トリソミーとか、そういう症 例で心臓病があると、紹介されて来たのはいけれど、 なかなか臓器別の枠内で受け取ってくれないわけです。 そういう患者がどんどん蓄積してきてる。 そういう患 者を新生児病棟でみている場合、皆さんもちろんご存 じのように、赤ちゃんのためを考えれば、その子供自 身の外泊とかはとんでもないことだし、散歩に連れて 行くなどということは、とんでもないことですけれど も、1 歳、2 歳になっている子供を新生児病棟の中で 長期に抱え込んでいて、意識がある状態なのに、そう いう子供を散歩にも連れて行かない、面会もお母さん だけしか許さないというのは、その子供のクォリテ

ィ・オブ・ライフを考えれば、何とかしてあげたいところなのです。しかし、それを追求していくと今度は、新生児病棟の感染症の問題が出てくるということで、子供病院の中の新生児科の抱え込む問題というのは、いったん小児科に出て、そこで長期に抱え込むのとはまた別の、大きな問題を持っていると思います。

幸い、うちの施設の場合は、来年周産期センターができるものですから、その中に慢性呼吸管理病棟というのを、後方ベッドとしてつくってもらわないと、とても運営できないということで、それを何とか認めてもらったものですから、来年になれば多少一息つけると思っています。子供病院にそういう周産期センターをつくるときには、条件の中にそういう後方病床として、はっきり慢性呼吸管理病床を付けるべきだということまで入れていただければ、子供病院での問題も少しは解決していくのじゃないかと思います。

司会 ほかに慢性呼吸管理病床といった格好で、ユニットとしてすでにつくっておられるところがございますか。

亀山(倉敷中央病院) うちも7、8年ぐらい前に、小児科の急性病棟とはまた別に慢性病棟があったのですが、その二つほど大部屋を潰して、慢性呼吸管理病棟をつくったのです。そしてNICUの慢性呼吸管理の子を上に上げていったのですが、7 床ぐらいできるのが、数年たつと全部いっぱいになりました。そこで急性病棟の観察室というところも使って、10 床ぐらいになっているのですが、結局それも、そういう慢性の子で埋まってしまうというか、一時的な効果しかないわけです。われわれの病院の中で管掌している限りはですね。

それでいろんなところに聞いてみたのです。あさひか荘という重症心身の子の施設で呼吸管理の子もみていただけないかというふうな話をしたのですが、そこでも少しみておられるのですが、空きベッドがない。ケアもよくなっているから、なかなか亡くなったりとか、あるいは退院できたりとかということはなくて、結局どこへも送れずに手詰まりになってしまうという状態なのです。

そういうことで、病院内だけで全部をやろうと思ったら、数年ぐらいで行き詰まっていくのではないか。

新しい何かそういうものを受け入れていくような受け 皿を、ある程度地域で持っていただかないと、個人病 院では全部は解決できないのじゃないかなと思っております。

司会 ありがとうございました。まだご意見があるかと思いますが、最後に橋本先生と根岸先生に、何をもっとも求めていくかというところで、一言ずつお願いします。

橋本 せっかくいい機会なので、武田先生にお伺いしたいのです。さっき藤村先生もおっしゃったのですが、こういう新しい施設の構想があってできたとしても、その維持がいちばん問題になると思うのです。これは医療としての運営なのか、あるいは福祉としての運営なのかということですね。これが分かれていますが、それがいっしょになってできるような、そういう可能性というのはどうなんでしょうか。保険も含めてですね。

武田 フィジビリティの問題というのも含めてなの ですけれども、先ほど私がちょっと申し上げたように、 厳密に医療の中だけでとか、その医療の中というのも、 いままでの先生方がご苦労されているような体制の中 で行うのか、それともまったく別の新しい、先生が提 唱されているような形のもので行うのか。それとも重 心のように福祉的な側面を持ったもの、あれは児童福 祉法上の施設ですが、医療施設という位置付けですの で、ある意味では実質的には医療であり、福祉であり ということだとは思います。そういう福祉面からの拡 充を行うのか。それとも、いま先生がおっしゃったよ うな、それとは全く別のスキームが必要であるかもし れない。そこらへんのところは、こういった子供たち のコンスタントに出てくる数がわかるのではないかと 思います。そういう現状が出てきたら、今後そういう ものが望ましい姿ということで提唱されていくのでは ないでしょうか。最初からそういうようなスキームは、 まったく考えられませんよということはないと思いま す。

ただ、行政サイドとしては、いったいどの部分を厚くしていくのか、それともいま言ったような新しい部分を創設していくべきなのかという、そこらへんの基礎資料がまったくないのです。ですので、いまのお話

はちょっと違った切り口からのお話でしたけれども、 非常に参考になることでしたが、まだ日本全体の中で どのようなトレンドなのかというのがわからないわけ です。

役所の中はご存じのように、うちは母子保健ということですけれども、総合周産期のほうを担当しているということもあって、医療面もみております。そのほか医療の中でも保険の問題がありますが、これは保険局のほうの問題になりますし、重心のほうは官房の生涯福祉のほうになりますので、そちらのほうの切り口があるかもしれません。そこで、そこらへんのところは横断的に、全省的に考えていかなければならないことなのかなというふうな認識はしております。ですので、今後目に見える形のデータとして、そういうようなものを提示していただいて、そうであれば、どのようなものが望ましいのか、逆に言えば、こういうもの

がなければいけないのだというようなことを、現場の 先生方、専門の学会等の先生方から、ぜひご提言いた だきたいと考えております。したがって、厚生省の研 究班の中では、行政研究という側面が非常に強い厚生 省の研究の中では、それはまさに行うべきテーマであ るというふうに、こちらのほうでは認識しております。

司会 時間が少し回りました。最後の終わりの時間が限られているので、一応この問題はここで終わりたいと思います。当面、先生方は各地でその現状がどうかというところをまず把握していただいて、それを持ち寄って、実際のデータを基に、今後われわれはどういった形のものをつくり上げていくのがよいか、今年度の最後のところでもう一度討論をしたいと思いますので、ご協力のほどをよろしくお願いします。

橋本先生、根岸先生、どうも有難うございました。

# 表 1.

# ある一日の小児病棟入院患者状況

| (1999年6月菜日) | 高枞病院小児病棟)         |
|-------------|-------------------|
| 定床(58床)     |                   |
| High Care   | 17床               |
| 付添無         | 20床               |
| 付添有         | 24床               |
| 対象患者        | 新生児期を過ぎた小児科       |
|             | 小児外科患者            |
| 看遊体制        | 二交替4人夜勤           |
|             | (High Care2人夜勤)   |
| 平均在院日数      | 8. 4日             |
| 年間新入院数      | 1755件             |
| 年間占床率       | 87%               |
| 当日入院患者      | 55名(High Care14名) |
| 30日以上長期入院   | 23名               |

表 3

|         | <u>ں</u> | •   | 小児内:   | 4系長期入院    | 患者(1999年6  | 月某日)         |
|---------|----------|-----|--------|-----------|------------|--------------|
| 症例      | 性        | 年齡  | 入院期間   | 周産期       | 主疾患        | 入院必要要素       |
|         |          | (才) | (日)    |           |            |              |
| 1 奥〇菜〇  | 女        | 4   | 1805   | 随膜炎       | アーノルト・キアリー | 易恐染性、频回吸引    |
| 2 柿〇宏〇  | 男        | 7   | 1500   | SFD.呼吸障害  | 多発関節拘縮     | IMV,肺低形成     |
| 3 長〇〇美  | 女        | 11  | 385    | TTN       | 軟骨無形成      | IMV          |
| 4 栗○枝○  | 女        | 12  | 214    |           | 多発奇形       | IMV.Iナいれん    |
| 5 高〇健〇  | 男        | 12  | 212    | 低出生体重     | 神経轴索異果要症   | IMV          |
| 6 飛〇恵〇  | 女        | 16  | 186    | 先天小頭症、SFD | CP、肺性心     | 呼吸不全、易感染性    |
| 7 石〇初〇  | 女        | 2   | 177    | _         | 溺水         | 呼吸不全、意識障害    |
| 8 江〇舜〇  | 男        | 1.5 | 152    | HIE、気胸    | 喉頭軟化症      | 呼吸不全         |
| 9 桑〇修   | 男        | 9   | 38(31) | 極小、脳内出血   | 脳軟化症       | 11治でんかん、 易感染 |
| 10 谷〇楓  | 女        | 2   | 45(31) | 低出生、HIE   | 脳軟化症、CP    | けいれん重積、易感染   |
| 11 野0村0 | 男        | 4   | 4(105) | 低出生、PVL   | CP, MR     | けいれん重猜、易感染   |

( )内は1998年度延入院日数:入院期間は保険診療上の入院起算日とした

表 5.

長期入院後退院患児(98年度)

| 大州人院该这院志允(30千尺)  |     |
|------------------|-----|
| 男: 女 45:         | 28  |
| 小児内科 : 小児外科 23 : | 50  |
| 延入院日数            |     |
| 30~90日           | 39  |
| 91~180日          | 18  |
| 181日~            | 16  |
| (内1年以            | 上4) |
| 入院反復回数 (延人数 168) |     |
| 1 🗇              | 37  |
| 20               | 15  |
| 3回               | 7   |
| 40               | 6   |
| 5回以上             | 8   |

表 7. 長期入院患者の予後(98年度)

| •       | 又がノハルルー  | 3 07 1 DC (  | JU-1327 |      |     |
|---------|----------|--------------|---------|------|-----|
| 入院 期間   | 治癒       | 家庭介護         | 反復入院    | 死亡   | 計   |
| 30日 内科  | 1        | 3            | 11      | 0    | 15  |
| ₹ 外科    | 13       | 3            | 4       | 4    | 24  |
| 90日 計   | 14(36%)  | 6            | 15      | 4    | 39  |
| 91日 内科  | 0        | 0            | 3       | 0    | 3   |
| ₹ 外科    | 10       | 2            | 2       | 1    | 15  |
| 180日計   | 10(56%)  | 2            | 5       | 1    | 18  |
| 181日 内科 | 0        | 0            | 3       | 2    | 5   |
| 以上 外科   | 3        | 3            | 3       | 2    | _11 |
| 計       | 3(19%)   | 3(1)         | 6(2)    | 4(1) | 16  |
| 総計      | 27(38%)  | 11(1)        | 26(2)   | 9(1) | 73  |
|         | ( )内は1年以 | <b>人上</b> 再掲 |         |      |     |
|         |          |              |         |      |     |

表 2. 長期入院患者23名の内容

| <b></b> . |                  |            |
|-----------|------------------|------------|
|           | (                | 1999年6月某日) |
|           | 男:女 14:9         |            |
|           | 小児内科:小児外科 11:12  |            |
| 年龄        | 1 散未満 : 2例       |            |
|           | 1歳:7例            |            |
|           | 2歳~5歳 :8例        |            |
|           | 6歳~16歳 :6例       |            |
| 周産期       | 低出生体重児 :成熟児      | 14:9       |
|           | 新生児期より症状発現 :新生児期 | 無症状 20:3   |
|           | 先天異常 有 : 無       | 14: 9      |
|           | (奇形症候群)          |            |
| 入院期間      | 30~90日 7名        |            |
| (起算日より    | 91~180日 4名       |            |
|           | 181~3420日 12名    |            |
| 治療見込み     | 有:無 5:18         |            |

|   |    | 表 4. |   | 小児   | 外科長    | 期入院患者    | (1999年6 | 月某日)      |    |
|---|----|------|---|------|--------|----------|---------|-----------|----|
|   |    | 症例   | 性 | 年齢   | 入鉄基所   | 周産期      | 主疾患     | 入院必要要素    | 治団 |
| _ |    |      |   | (才)  | (日)    |          |         |           | 見込 |
|   | 1  | 荒〇美〇 | 女 | 9    | 3420   | 低出生、MAS  | HIE     | MV.意識障害   | 無  |
|   | 2  | 胼〇祥  | 男 | 5    | 1854   | 極小       | 食道閉鎖    | 易感染、胃ろう   | 無  |
|   | 3  | 杉〇啓〇 | 男 | 2    | 588    | HIE      | 先天気管狭窄  | IMV,CP    | 無  |
|   | 4  | 吉〇湧〇 | 男 | 1    | 337    | 呼吸障害     | 多発奇形    | IMV       | 無  |
|   | 5  | 大〇大〇 | 男 | 1    | 214    | 超低出生、RDS | 抜去困難    | 反復手術      | 有  |
|   | 6  | 池〇有〇 | 男 | 1    | 132    | 低出生、HIE  | CP      | 呼吸不全      | 無  |
|   | 7  | 門〇恒〇 | 男 | 0,8  | 58     | -        | GER     | 肺炎        | 有  |
|   | 8  | 小〇大〇 | 男 | 0.11 | 41     | _        | 先天気管狭窄  | 気管形成      | 有  |
|   | 9  | 岩〇晃〇 | 男 | 2    | 32     | 低出生、ヒルシュ | ダウン     | 短點症候群、IMV | 無  |
|   | 10 | 小〇一〇 | 男 | 1    | 14(40) | 低出生      | 先天心疾患   | 拉去困難      | 有  |
|   | 11 | 大〇永〇 | 女 | 1    | 9(207) | 極小       | 腹壁破裂    | 短腸症候群     | 有  |
|   | 12 | 小〇涼  | 女 | 3    | 4(45)  | 極小、十二指線開 | デランゲ    | 易惡染       | 無  |

( )内は1998年度入院日数

表 6.

| 入院期間(日)    | 症例数 | 新生児期より<br>症状発現 | 先天異常<br>(奇形等) | 後天性         |
|------------|-----|----------------|---------------|-------------|
| 30~90      | 39  | 21<br>(54%)    | 18<br>(46%)   | 12<br>(31%) |
| 91~180     | 18  | 16<br>(89%)    | 9<br>(50%)    | 0           |
| 181~       | 16  | 13<br>(81%)    | 14<br>(88%)   | 0           |
| <b>ā</b> † | 73  | 50<br>(68%)    | 41<br>(56%)   | 12<br>(16%) |

1998年高坝病院

表 8.

周産期病棟よりの紹介入院(98年度)

| , -, , |     |             |             |
|--------|-----|-------------|-------------|
|        |     | 他院周産期       | 当院          |
| 入院期間   | 症例数 | 関連病棟より      | NICUより      |
| 30~90  | 29  | 14<br>(48%) | 15<br>(52%) |
| 91~180 | 18  | 12<br>(67%) | 6<br>(33%)  |
| 181~   | 15  | 8<br>(53%)  | 7<br>(47%)  |
| 計      | 62  | 34<br>(55%) | 28<br>(45%) |
|        |     |             |             |

## フォーラム 2 周産期医療整備対策事業の推進に向けて -地域周産期医療センターを中心に-

司会(多田) では、フォーラム2のほうを開始させ ていただきたいと思います。フォーラム2のほうは「周 産期医療整備対策事業の推進に向けて」ということで す。先ほど中村班長からもお話がございましたように、 一つは長期入院の問題を考えていくと同時に、周産期 医療体制の整備を如何に有効に推進していただくかと いうことが問題になります。今日は「地域周産期医療 センターを中心に」という副題が付いていますが、そ の前に全体の周産期医療の在り方をご検討いただくこ とが、この班の一つの任務でございます。のちほど地 域周産期母子医療センター的な部分の問題点を検討し ていただきますが、この班で私どもが考えていく周産 期医療整備と、私なりの社会保険の診療報酬の考え方 について今後皆さんに検討していただき、厚生省にも ご検討いただきたいと思って、資料をつくってまいり ました。これにいろいろ書いてありますが、後ろのほ うに現在の新生児集中治療の管理料の基準とか、ある いは管理料についてという資料がありますし、それか ら看護面でいまの看護の保険上の実態のプリントを付 けておきました。それから、先ほどもちょっと議論が ございましたように、入院時の医学管理料が、日数に よって変わってくるということで、NICUなどは非 常に長くなるものですから、非常に問題があるわけで す。特に1年も2年も入るような子供がいると、病院 の入院日数が長くなってしまうという問題が一つあり ます。そのあたりも解決しなければいけないというこ とで、資料を付けておきました。最後の頁ですが、日 本産婦人科学会と日本小児科学会の両学会の理事会か ら任命された委員が出て、周産期母子医療センターも 含めてでですが、こういうものをどのように考えよう かという概念を、両学会で調整をいたしましたものを 載せております。これに関しましては、産婦人科のほ うでは、産婦人科学会誌のほうに理事会内委員会報告 として、中野教授からこれがパブリッシュされており ますので、もし必要な方はご覧いただければと思って おります。なお、この研究班は主に新生児側が多うご ざいます。産科のほうは救急とか、産科死亡、妊産婦 死亡の研究班がいろいろあるものですから、こちらは

主に新生児側が中心となって検討してまいりました。 出生前に関しては産科の先生と検討を進めて、現在の こういう組織図、概念図的なものを作ってまいりまし た。

あと、退院後とか、退院できない部分について、今後どういう形で取り組むべきかという検討も入ってきたということでございます。ただ、産科独自の周産期の問題というのがありますので、われわれがこの周産期医療システムを進めていく上では、産科の先生方のご意見をぜひいただいておかなければいけないということで、今日は中野教授にご出席をいただいております。今度、厚生省の周産期医療協議会でも、産科の母体・胎児集中治療室の病床数を9床から6床へ変更をお願いしたり、あるいは全国の整備の上での概念を産婦人科から提案されて、小児科学会側でも理事会から委任された委員が承認をしたというようにいっしょに討論を進めている段階でございます。

したがって、産科のほうからの周産期医療に対する 推進に向けてのお考えを中野先生に最初にご紹介いた だいたあと、話題提供者の先生にお話をいただき、そ のあと私から資料について説明をして、それからディ スカッションに入らせていだきたいと思っております。 それでは中野先生、よろしくお願いいたします。

#### 周産期医療推進に向けて

九州大学医学部 中 野 仁 雄

先ほどから大変ご熱心なご討論をうかがっていまして、まずは皆さまの熱意に感服したところです。お招きいただきまして、班長の中村教授大変ありがとうございます。それからまた発言の機会を与えていただきました多田先生に感謝いたします。

私の知る限りでありますけれども、指定研究でありました時代の心身障害研究で、たしか竹村班として発足したのが、いまから何年ぐらい前になるのでしょうか。もう 15 年か 16 年ぐらい前でしょうか。その中で討論が開始されたのだと思っています。その中では、それ以前に開始していました集中的な新生児医療、N

ICUを中心とした医療の展開、一方において産科医療という、包括的なものとが進んでいたわけですが、その両者を合体するということで、たとえば胎児、新生児の一貫管理であるとか、そのための母体搬送という新語が登場するとか、あるいは母子一体化といった言葉と概念というのが確かめられた時代だったように思います。

これを第 1 期としますと、多田班になりましたあとの、やはり心身障害研究でありましたけれども、これはご存じのように、こういった保健行政を実際に予算化して動くということ、それに必要なクオンティティと言いますか、これを固められたという、大きな第2ステージと、こう位置付けられると思います。そうしますと、今日こうして厚生科学研究と名前を変えての活動は、どちらかいうと、新しくできたステージに乗ってのクオリティの話に移ってきているのじゃないか。このようなことを感じております。

一方において、先ほど多田先生からご紹介がございましたが、まずは小児科学会が新生児診療科という診療科を名乗りたいがというご相談を、いまから10年以上前でしょうか、産婦人科学会が受けました。それから、両学会の合同委員会が発足し、今日にいたるまで継続して、内容を変えながら討論してまいりました。その近年の討論課題が、これもご紹介がございました、周産期の医療センターの概念の定義、あるいはその中での機能の定義ということでした。

平成7年から、これはたしか保険局のほうの事業として、集中治療の加算、母体・胎児と新生児の両方に分かれての加算ということが出ましたが、平成8年からスタートした母子保健課の総合周産期母子医療センター構想を待って、そこからそれに認可されたものに対して保険給付を行うというような行政指導で今日まて来ています。そういった現況の中でこの3年間、平成8年、9年、10年と見てまいりますと、必ずしもものすごくよい反応でもって、各都道府県に1か所、多田班の答えとは少し違うのですけれども、まずはそういった約束でもって動き出した事業が、必ずしも順調には進まないという1年目、2年目、3年目の様子を見まして、私たちの学会といたしまては、これに対しての対案というのを考えました。

先ほどご紹介がございましたが、産婦人科学会雑誌にお許しを得て、一括して載せたものが、平成7年から8年のプロダクトです。全国の各都道府県の現状に合わせての施設規模というものが必要であるということを、その中では申し上げたわけです。それは最低9床で親と赤ちゃんといったものを並べてつくれというのに対して、数字は正確に覚えていませんが、3ないし6床でしたか、平均値4床くらいのものも必要であるというような構想をそこに載せています。さらにはここ数年間を見ますと、果して母体・胎児集中治療というベッド数と、新生児の集中治療ベッド数がイコールでいいのか、場合によっては母体・胎児は少し少なくてもいいのじゃないかといった討論も、だんだん起こってきました。

こういうこともあって、ほんのつい先日開かれました厚生省の母子保健課が持っておられます周産期医療推進協議会の場で、多田先生から先程ご紹介があった、まずはベッド数に対する討論が行われました。9 床というのに対して、母体・胎児のほうは少し減らして、たとえば6 床といったような数字でいいのではないかといった、委員会でのコンセンサスが得られましたけれども、いまは厚生省の部内でそれが実現可能かということを、検討していらっしゃるということでございますので、限りなくその方向で動くことを、私は念じていますし、そのような形でおそらく近々ご紹介があるものだと思っております。

こういった総合周産期母子医療センターをどのように設置するかという話と、もう一つは先ほど言いました平成 7 年の、先行事業でありました加算事業、これを切り離して、これはこれとしてお願いするということが、両学会合同委員会としてはスタンスとしてございまして、それを関係の方々にお願いして、ずーっとまいっております。事実、厚生省は母子保健課、保険課、さらには日本医師会、各都道府県医師会、そして各都道府県の行政担当部署にもリプリントを送って、ご検討方依頼というのが、昨年度の活動でした。なぜこれにこだわるかと言いますと、先ほど質問の形で申し上げましたように、日本産科婦人科学会ではずーっと前から周産期管理登録を行っています。その登録施設が約二百数十ありますけれども、その二百数十

が現実には三次医療を行っています。そこで取り扱います出生数が、全出生数の約 10%を占めていますけれども、三次医療を行うということで、まずその施設を上げなければいけません。その中できちんとしたNICUをお持ちの施設というのは、その半分以下、110 ぐらいであります。ですから、いま現在日本全国で 110 の施設が母体・胎児並びに新生児の総合的な集中高次治療を行っているのが現実なのです。その結果がご存じのように、大変よい公衆衛生指標、乳児死亡率等々、新生児死亡率等々、あるいは母体死亡率、あるいは胎児死亡率、これは周産期死亡率ですね、が維持されているわけです。これが新事業として将来に向かって進みはじめましたことによって、一時期ブランクを作らないというのが、私たちの大きな責任だと思っております。

となりますと、47 都道府県に1 か所設置され、さらに今後またご討論があります整備される地域医療センター等との、つなぎを上手にやるということを、とりあえずしなければいけない。そのためには加算というのを、総合周産期母子医療センターという認定の下に、それに加算を認可するということでは、おそらく負の、プラスではありませんでマイナス、バランスが取れない格好で受け持つという医療は、これは有り得ないわけで、横並びということで、せめて 110 の母体・胎児ならびに新生児のハイリスクセンターにやる気を起こさせて、頑張ってもらうためにも、そういったことは別途のこととして要求しなければならない。これが両学会の見解であります。

したがって、最近の活動としては総合周産期に関する基準の話から、もう一つはそういった保険の加算給付の話、この二つに分けて、両学会が活動しているという現況であります。そうしますと、この指定研究以来の心身障害、あるいは厚生科学研究、こういった行政研究、それから部署である厚生省、行政の当局そのもの、そして一方では関連する専門団体としての学会、これを結果的に見ますと、必要な箇所、部署が何となく輪をつくってドッキングしはじめたのかなという、こういう気持ちを持っているのです。

そういうわけで、先ほどご挨拶で申し上げましたみ たいに、新しいステージの上での厚生科学研究中村班 というのは、クオリティというものを一つ一つ完備していただくという方向に向くのではないかと、このように思いますので、まずは存念を申し上げました。 多田先生、発言の機会をありがとうございました。

司会 ありがとうございました。それでは、私から 一つだけ質問させていただきます。産婦人科のほうの、 さっきおっしゃいました産科の登録施設の中で、NICUができる施設という、この施設の内容についての データはお持ちですか。

中野まだです。

司会 そうすると、むしろ先ほどの大野先生のデータから、突き合わせて出せばよろしいのでは。

中野 そうです。大野先生にも先ほど申し上げましたのは、そういう意味です。たとえば東京都の数とか、福岡の数とかを見ましたとき、これは代表的な値になるのだろうか、地域によってばらばらだなと思ったのです。したがって、産婦人科学会が持っています登録病院みたいなものを対象に集中してやっていただき、その中でA、B、Cに倣って、両方ともあるのをAにして、片方しかないのをBにするなどとしますと、データの普遍性というのが出てくるのじゃないかと、こう思いましたので、先ほど発言しました。

大野 その点で最初の約200の施設というのは、ど ういう形で認定されたか教えていただきたいのですが。 中野 たしか昭和 40 何年ぐらいだったでしょうか、 よく覚えていませんが、46年か7年くらいだと思いま す。そのときに登録システムを開始しようと決めて、 産科婦人科学会としては子宮癌、卵巣癌などの癌、そ れからただいまの周産期、それから三つ目は、これは 比較的新しいのですが、生殖に関連した登録、この三 つをずーっと続けています。一番最初は常識的な線で、 医育機関付属病院、それから公立病院、それから赤十 字病院関係で、こちらからサーベイしてお願いすると いうこととともに、会告によって参加をうながしてき たのです。そうすると、一種ブランド化してくるもの でありまして、徐々に増えてきた。それで幾つかは脱 落しながら残ったのが今ですが、20 年近い歴史があり ますので、ある程度クオリファイされているだろうと 思っています。

藤村 ぜひおうかがいしたいと思っていたのですが、 母体・胎児集中治療室という概念なのですけれども、 現在の最先端の産科ユニットというものは、胎児とい うものにいかにアプローチするかということで、いろ んな場面で胎児にアプローチされている。その一つの 局面は陣痛が起こるハイリスクの人たちのケアをする。 しかし実際は外来においても、絨毛採取あるいはモニ タリング、あるいは何らかの侵襲を加えるものとか、 治療をする。外来の部分の保険でですね。それから、 妊娠の中期で一度入院して、胎児に何かする。いろん なアクティビティがハイリスクの胎児という意味であ ると思うのです。私の理解では一部の欧米の施設では、 フィータルセラピー・ユニットとかということで、イ ンターベンショナル・オブステトリックスというか、 そういうものとしてのアクティビティが、あるコーナ ーに整備されている。

いま一方で、総合周産期母子における母体・胎児の概念は、必ずしもそうした現在の新しいテクノロジーの上に乗った必要性から生まれた場所というよりは、分娩という過程の流れの中での位置付けになっています。これを進めていくときに、将来の日本の産科医療の、そういう新しい胎児に対するインターベンショナル・オブステトリックスというものとの齟齬が来るのではないか。また新しいものをぶつけていかなければならない。その点先生はどういうふうに将来を見ておられますか。

中野 平成4年の5月付けで、これからの母子医療に関する検討会の最終答申が出ています。それ以降同様な討論でもって、中長期プランニングというのを修正したということは私は知りません。したがって、あれが一つの原点としますと、その中には四つの大きな柱があります。ご存じのとおりなのですけれども、その中の一つが先生のおっしゃった母体に対するものです。当時のデータでも10万の10前後を推移していた妊産婦の死亡でありました。今日はご存じのようにずいぶん減りました。10万の6を割ろうとしているぐらいで、したがってまさに一流になりました。これもやはりこの数年間の種々の、たとえば総合母子医療センターをつくる、ないしはつくろうかという機運ですね、この意識高揚の結果だろうと思うのです。そして、い

ちばん大きな役割を果たすのが、今日の総合周産期母子医療センターの中の母体・胎児集中治療室だろうと思います。母体云々でもよろしいのに、中点をして母体・胎児としましたのは、これが後半に先生がおっしゃった、胎児に対してどう展開を持つのかといった思いを込めての中点なのです。

では、母体・胎児集中治療が本当にできるのかと言いますと、母体に対してしか保険等の給付はありません。胎児は存在しない存在であります。民法上もそうであるならば、医療上も認知の対象じゃないという、大きなものさしの中に入っています。ただ、日本人の優しさと申しましょうか、保健の畑の中にリンゴの木があって、壁の向こうの医療の畑に実が落ちていくのですね。私たちはその実を食べては、しかし保健であり、医療であるという、こういうなまくら的と言えばなまくらですが、包括的な発想でものを動かすことができる。したがって母体・胎児がないのだけれども、有り得る。これは日本人的で悪くないと思っているのです。

さて、平成 4 年に戻りますと、胎児については「新 生児医療のさらなる向上」というのが第2項にありま す。その中の6項目のうちの一つが胎児です。「新しい 医療技術の進歩にしたがって云々」という項目があり ます。その中で認知しましたのは、「Rh の血液型不適 合妊娠による溶血性貧血等については、すでに確立し た胎児の輸血があるが」という文章になっています。 しかしながら「さらには非免疫性胎児水腫、どういう わけかこういうのを言葉として出させていただきまし たけれども、「などについては十分倫理的な側面に考 慮しつつ、インフォームド・コンセント・ベーシスで 研究を進めることが必要である」と、こう書いてある。 したがって、それは小さな入り口ですけれども、そう いったものが実績が上がってまいりましたならば、い つの時代かに胎児の認可みたいな話も、追っかけなが らこの世に存在するのじゃないか思っています。

ですけれども、少なくとも当面いまの時期、胎児が 医療の対象だということにするには、まだまだ知識も、 技術も、そして種々の環境も整っていないであろうと 思っています。ですから、将来はプロミシングにあり たい、と。これを先生に対するお答えにさせていただ きたいのです。

司会 中野先生、お忙しいところをありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

司会 それでは話題提供をしていただきたいと思います。最初に大阪市立総合医療センターの楠田先生にお願いいたします。

周産期医療整備対策事業の推進に向けて 大阪市立総合医療センター新生児科部長 楠田 聡

今日は周産期医療整備対策事業の中で、地域周産期 医療の問題に対する話題提供ということで、お話をさせていただきます。今回は、大阪のNMCS、新生児 医療のデータを最初にお話しさせていただいて、それから現在、地域、あるいは総合周産期に指定されてない周産期医療センターでの、特に経済的な問題ということを中心に、述べさせていただきます。私のあとで泉佐野病院の丹羽先生が、大阪での地域の周産期医療センターの実情というのをお話しされると思いますので、とりあえず統計的な話をさせていただきます。

最初に大阪の新生児医療の現状と言いますか、大阪ではわれわれとしては新生児医療はとりあえず地域化ができたと考えているのですが、そのデータをお話しして、そしてその大阪のデータを全国に当てはめることが可能ではないかということを述べさせていただきます。今年、NMCS、新生児の診療援助システムに加盟しているのは31施設あります。そのうちの六つが基幹病院で、その他の25病院を協力病院というふうに分けています。この6つの病院が総合周産期母子医療センター、そしてその他の協力病院が地域周産期母子医療センターというふうに、おそらく読み替えることが可能だと思います。図1のように大阪府全体にまんべんなく分布していて、星印が基幹病院、白い丸が協力病院です。

地域化はいろいろな方法で判定できますが、そのうちの一つの例を挙げます。大阪で産まれた 1500g 未満の極低出生体重児の出生数は、400 人から 500 人、最近はちょっと増えて550 人ぐらいの 1500g 未満の子供が産まれています。NMCSが1977年に発足していま

すが、当時は全体の 1/4 ぐらいしかそういう子供たちを扱っていなかったのですけれども、だんだん年代とともに増えてきて、特に 1987 年にOGCS、母体搬送システムが出来上がるとともに非常に入院数が増えて、ほぼ大阪で産まれる出生数と入院数は同じだという状況に現在はなっております。

大阪府の新生児医療の統計では、人口が 863 万人で全国 2 位で、出生数も 8 万 9000 で全国 2 位です。そして 526 人の 1500g 未満の児が産まれて、全体の新生児死亡が 141 人、死亡率は1.6 ということになっております。これは厚生省の統計と合わすために 97 年、去年ではなくて一昨年のデータですけれども、NMC Sの参加施設で産まれた新生児がだいたい 1.9 万人、約21%です。極低出生体重児は大阪でこの年に 526 人産まれて、入院したのが 523 人とほぼ全員がNMC Sに入院している。新生児死亡も 141 人、大阪全体で死亡しているのですが、103 人がNMC Sの参加施設で亡くなっているということで、大阪の新生児医療をほぼ担っているということが言えると思います。

新生児医療の地域化がほぼ完成した大阪府では基幹病院と協力病院があって、それぞれが入院を受け持っています。これは1997年データですが、参加している施設数が現在より少ないのですけれども、非常に多いところから、年間30名ぐらいの入院しかない施設もあります。基幹病院以外にも、入院数の多い病院はかなりあります。入院の基準が多少違いますので、体重の大きな児に関しては軽症の子供も入っている可能性があります。

入院の基準が違うということで、入院患者の重症度を統一するために、出生体重 2000g 未満と 2000g 以上で院外出生の子供だけに絞って見てみますと、先ほど基幹病院の入院数というのは決して上のほうにはなかったのですけれども、こういうふうにリスク因子を合わせると、基幹病院が上位に入ります。基幹病院と同じくらいの入院数を誇る施設が 2 つありますので、6 基幹病院と言うよりか 8 基幹病院という形に去年はなっております。基幹病院というのは、非常にハイリスクを扱っています。

こちらはおそらく地域の周産期母子医療センターに なると思うのですが、入院数が比較的基幹病院に近い 施設から、極端に少なくあまり機能してない協力病院まである。そこで、大きく分けると、いわゆる三次センター病院、それを補完する形の地域周産期母子医療センター、それからアクティビティとしては少し低い病院と、三つに分けられると考えます。この基幹病院と入院数が基幹病院と並ぶような数を取っておられる病院との差は、どういうところにあるかをこれから分析したいと思います。

図 2 は、先ほどの基幹病院と協力病院での出生体重別の入院数を表したものです。出生体重が小さい子供たちというのは、どちらかというと基幹病院にやはり多く、出生体重の大きな子供たちは、協力病院に非常に沢山入っています。出生体重 1500g 未満では半分以上が基幹病院に、1500g を超えると協力病院のほうに多く入っているということになります。

新生児搬送に関しては、基幹病院は新生児搬送を行うという規定がありますので、基幹病院でやっている。したがって、三角搬送も基幹病院が担当しています。これは歴然とした差があります。しかし、人工換気症例数は基幹病院で600 例余りと多いですが、協力病院でも400 例近くが行われています。

2次入院、これは入院の依頼を受けた施設が最初に入院を受けることができなくて、その他の病院にベッドを求めたときの入院、要するに相互援助システムのベッドを援助し合った結果の入院なのですけれども、むしろ協力病院のほうがその件数が多く、重症例を扱う基幹病院と、それを補完する協力病院という非常にバランスが取れた結果となっております。

これから少しお金の問題に入っていきます。

図3は、各病院の診療報酬に対する経費です。この経費というのはあとで内訳をお見せしますが、いわゆる人件費とか、材料費とか、薬剤費とか、要するに診療にかかった経費です。従って、病院全体の運営費は入っていません。報酬額とかかった経費を見てみますと、1施設だけがほぼとんとんという格好ですが、病院の建物の減価償却とかは入っていませんから、これでも実際には赤字になっていると思われます。このように診療報酬と実際の経費をみると、経費のほうがどの施設も高い。とくに、T施設では非常にその差が大きいのですが、おそらくNICU加算がないからだと思い

ます。どの施設もいまの診療報酬から、2 割から 3 割ぐらいは増えないと、病院全体の建物の維持も含めた経営ということに関して非常に難しいという状況だと思います。ただ、この調査は 4 年ぐらい前のもので、多少今では保険点数も変わっていますので額は少し増えていると思います。けれども、傾向に関してはそんなには変わってないと思います。

低出生体重児が入院したときにいかに経費がかかる かということですが、新生児医療連絡会で新生児医療 の経済的評価ということで、幾つかの施設の先生方に お願いして調査しました。図4は、生存して退院した 子供たちの出生体重と入院中に請求した診療報酬費を プロットしたものです。42例の1500g 未満の子供たち の診療報酬と体重の関係です。明らかに体重が小さく なれば、診療報酬は上がっていきます。さらに重要な のはいかに費用に差があるかということです。たとえ ば、出生体重 600 g ぐらいのところですが、300 万ぐ らいで退院させた施設から、1500 万ぐらいまてかかっ ている施設がある。当然医療の内容に関しては新生児 医療連絡会で調査させていただいたので、ほとんど差 がないのですが、NICU加算を取っておられるか否 かで大きな差が出ているということで示させていただ きました。先ほど、ほとんどの病院が赤字体質だと申 し上げましたが、病院毎の支出の内訳をみますと、52% から 84%と病院によって比率は異なりますが支出の半 分以上が人件費というのがわかると思います。

次ぎに基幹病院 6 施設と地域の周産期母子医療センターにふさわしい実績のある協力病院 12 施設について数字的な比較をしてみました。新生児科の数、医者の数、看護婦の数、病床数はあまり変わりません。ところがNICU加算病床数が少し変わります。1 床当たりの医師、看護婦数というのはほとんどいっしょです。ということは何が違うかというと、基幹病院では新生児を専門に、協力病院では通常の小児科の診療と新生児医療をやっておられる。あるいは看護婦さんも正常新生児をみながら、重症の子もみておられるということで、数字的にはいっしょなのですが、内容としては少し違いが出てきています。ただ、人手という意味では、先ほど非常に人件費がかかるということを言いましたけれども、基幹病院であれ、協力病院であれ、人

手という意味では非常に似かよった投資をしなければいけないということがわかると思います。

それならばどうすれば、このような経済的な問題に対応できるかということになるのですが、現在は総合母子周産期医療センターに対する運営補助というのが、平成8年からはじまっています。それ以前は施設整備費しかなかったのですが、運営補助という新しい制度ができて、毎年運営補助金が出て非常にいい制度ですが、この制度にも問題点があります。入院保険収入のなかに、母体・胎児集中治療室加算がありますが、これは総合周産期母子医療センターに指定されないと受けられない。したがって、地域の周産期母子医療センター、あるいは総合周産期母子医療センターと同じような医療をやっている施設であっても、指定をされないと今のところはNICU加算しか受けられないということになる。

このNICU 加算がない場合にはどうなるか。それは通常の入院料ということになるのですが、通常の新生児を入院させてみていくと、入院環境料 165 点、看護料 496点(2:1新看護料で)に、あと夜勤の看護婦数などで加算があったり、あるいは地域によって加算があるのでそれらを合計すると最初は高いのですが、どんどん点数が減っていくというのが最大のポイントです。もちろん初期であっても、新生児の集中加算料の 7600点には遠く及ばず、全部加えても 1500点強ぐらいにしかなりません。

従って、このままでは何らかの経済的支援をやらないと地域の周産期母子医療センターというのは、同じように人員を配置したり、重症な患者さんを扱っているのに採算が合わない。あるいは、総合周産期母子医療センターに指定されてない施設にとっても同じ問題点が出てくるので、何らかの方法で経済的な支援をしていかないと最初の設備の補助だけでは運営できないということになると思います。

それにはいろいろな方法があると思うのですが、個人 的に考えた方法を示します。

一つは、東京都のように指定されたところ以外のところにも運営補助を行う。同じように地域の周産期母子 医療センターにも運営補助を行う。一つのNICU当たり総合と地域で多少値段の差をつけても、こういう 補助を行うという方法です。非常に合理的な方法だと思います。ただ、これを東京都以外の全国の都道府県に適用できるかどうかは、また別の問題だと思います。二つ目は、NICU加算を増強するという方法です。三つ目は、新看護料というのがあって、2対1の看護料というのが現在の新看護料に含まれています。実は地域センターだとか総合センターのベッドには8床に1人の看護婦さんを付けることになるのですが、これはだいたい1対1看護ということになる。そうすると2対1より倍の人件費が看護婦さんにかかっているわけですから、そういう看護料を改定するという方法があります。

四つ目は、集中治療室加算じゃなくて、強化治療室管理料というのを新設するという方法があるのじゃないかと考えました。

当然それぞれいいところ悪いところがあると思いま す。東京都がやっているような補助金を出すというの は、そこに補助金をつぎ込むということで、明確に施 設を特定できるというメリットがあります。けれども、 問題点としては予算がいりますし、対象をもしはずれ るとまったく無縁の予算になるということになります。 それから、NICU加算を増やすというのは非常に簡 明なのですが、全国100か所あまりしかNICU加算 を取っているところがありませんので対象が限定され る。一方、新看護料を追加するというのは、幅広くで きるのですけれども、制度を変えないといけないとい う問題点があります。同じように強化治療室管理料と いうのを新設するというのも非常に幅広い方法なので すけれども、やはり制度を新しくしないと駄目だとい う問題点があります。したがって、それぞれ一長一短 がありますので、どういう方法がいいかをこれからこ の研究班で考えていくことになると思います。

最後に、経済的支援に必要な経費を試算みました。 総合周産期母子医療センター以外にも運営補助を行った場合は、100 か所のうち50 か所はすでに都道府県各1 か所ということで補助されるということになりますので、追加の50 施設に8千2百万円づつ、年間41億くらいのお金がいります。地域センターへの補助を行うとなると、全国で300 施設ぐらいあるということ で、4千百万円づつ、年間123億くらいかかってしまう。

それからNICU加算を増強するというのは、特定の病床ですので、比較的安いお金ですむ。新看護料を追加すると、いま2対1看護で496点ですので、それを倍の1000点ぐらいにするとなると、加算される点数と日数、それから全国にある病床数をかけると、約50億円くらいの値段になる。

新生児の強化治療室管理料を新らたにつくるとなると、これをもしNICUの半分の加算とすると、いまの看護料だけで約1500点ありますので、その差額というものを出して、それに日数、それからベッド数をかける。これも当然日数を限定することになると思いますので、実際には1/3ぐらいの日数だとすると、64億くらいの予算がいる。いろんな方法があるのですが、とりあえず大阪で新生児医療を地域化した現実の中で運営している基幹病院、それから協力病院のデータを基にして出した試算では、やはりもう少し運営費という意味で、何らかの経済的援助がこれから周産期医療を遂行するには必要ではないかと考えております。以上です。

司会 ありがとうございました。では次の話題提供 をいだきたいと思います。市立泉佐野病院の小児科部 長の丹羽先生お願いいたします。

周産期医療整備対策事業の推進に向けて 市立泉佐野病院小児科部長 丹 羽 久生

私は実際に地域の小さなNICUで仕事をしている 立場から現状を、特に各病院の診療、看護体制につい ての資料を基にお話ししたいと思います。

私の勤務する泉佐野病院は関西空港の対岸にあって、 平成9年10月に新設されました。病床数が358床、私 どもの小児科は一般病床が16床、広義のNICUは10 床です。診療の内容としては一般小児科とNICUの ほかに、近隣の6病院で小児科救急の輪番制を行って いて、私どもは週3回担当しております。

1995 年の古いデータですけれども、先ほどの楠田先生のご発表と少し重なりますけれども、体重別の基幹病院と協力病院への入院数を比べて見たものです。体

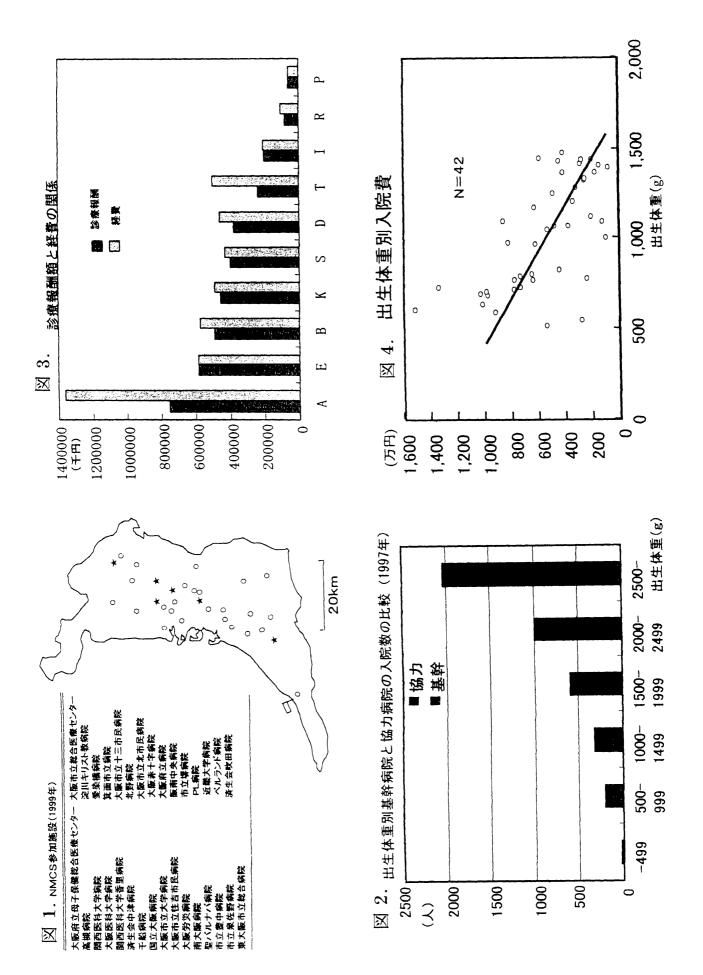
重の小さい 1000g 未満の超低出生体重児、あるいは 1000から 1499g の極低出生体重児については主に基幹 病院、体重の大きな子供については協力病院にという、傾向が見られます。2500g 以上については、先ほど楠田先生のご報告にもありましたけれども、病院によって入院の基準が違うので、単純にこの差をこのまま取れないと思います。

NMCSの新生児白書から引用させてもらったものですが、1000g 未満の新生児についての生存率が、各病院によって差があるということを示しています。ということは、やはリハイリスクの児は基幹病院を中心とする病院に収容されるべきだろうということだと思います。ところが1000から1499gの出生体重の児の生存率は病院間にほとんど差がありません。先ほどの楠田先生のデータでも、病院間の連携がうまくいってるように思われということでしたけれども、このデータを見てもリスクの少ない児であれば、必ずしも基幹病院でなくても、十分にケアが可能だということで、病院間の連携が重要だと思います。

今回発表の機会をいただいて、NMCSの11の協力 病院に診療、看護体制についてアンケート調査の用紙 をお送りして、すべてのお送りした病院から回答をい ただきました。協力病院の中の一部を任意に選ばせて いただいて、協力をいただいたわけです。

1995 年のNMCSの基幹病院と協力病院の出生体重別の死亡率をに示します。これは協力病院全体ではなくて、先ほどのアンケート調査をした11 施設の中の実質的にかなり稼働している病院を選びました。こうみると実際は基幹病院と同じぐらいの入院数を扱っているという病院が幾つかありますので、そういう病院で比べてみますと、出生体重別死亡率は1000g未満でも、1000から1499g、あるいはほかの体重群でもそう大きな差がないということが、おわかりいただけると思います。

協力調査をした 11 病院の広義の NICU 病床数ですけれども、25 床という病床数から、5 床、4 床という小さい病床数までかなり差があります。私どもの病



院は10 床のです。その中の集中治療病床を見ると、これはほぼ人工呼吸管理をできる病床と考えていいと思うのですけれども、9 床から 2 床までひろく分布しております。協力病院の中でも基幹病院とほぼ同等の規模を持っている病院から小規模の病院までいろいろあります。

NICUの設置形態と看護形態ですけれども、独立病棟になっているのが11施設中4施設のみで、2施設が産科病棟に併設、5施設が小児科病棟に併設という形になっています。看護形態を見てみると、独立看護単位になっているのが5施設、併設病棟の看護婦がケアするが、NICU担当の看護婦が専任になっている、つまり決まった看護婦がケアしているという施設が3施設です。残りの3施設については併設病棟、産婦人科または小児科病棟の看護婦全体がローテーションでNICUの新生児の看護に当たるという形態です。すなわち周産期センターでは独立病棟でない例が多くて、看護形態も専任看護婦でない場合があるということです。

夜勤看護婦数ですけれども、1 看護婦当たりの集中 治療病床、これはNICU加算が適用されますと 3 床 に1 人という規定がありますが、4 床に1 人というの が1 施設、3 床に1 人というのが4 施設、2 床に1 人 というのが1 施設です。その他というのは、小規模な 施設ですとNICUと回復室というのがきっちり分離 されてない、新生児室全体で運営しているという施設 であります。

1 看護婦あたりの回復室の病床ですけれども、14 床というのがありますけれども、10 床が1 例、8 床が2施設、6 床が2 施設、4 床が1 施設、その他が4 施設となっています。

NICUについては、集中治療室についてはほぼ3床に1看護婦が達成されていますけれども、回復室については、先ほどの基準とされていました8床に1人の基準が達成されてない施設があることと、小規模のために看護効率が悪いという施設があります。

次にNICUの医師の勤務体制ですけれども、日勤 帯の勤務体制を見てみますと、NICU担当を専任の 当番制にしているという施設が、やはり圧倒的に多く て、11 施設中8 施設です。一方、主治医制にしている 施設は、医師の人数が少ないとか、さまざまな理由があると思いますが、3 施設でした。夜間、休日の体制について見てみますと、NICU専任当直というのは1施設、兼任当直が7施設、3施設については常に当直を置かず、あるいは当直がいるとしてもほとんど救急外来の専任当直のような形で、実質的にNICUには常駐していないという状況で、すべての施設でオンコール制にはなっています。この兼任当直の7施設ですけれども、実態はほとんどNICUの専任当直に近い形の施設が多い。ご承知のようにこういう施設ではほとんど、私たちの施設もそうですけれども、小児科の一般病棟がありますので、一般病棟のほうも必要に応じて診療するという形の兼任当直がほとんどで、救急外来などと兼任している施設はほとんどありませんでした。

小児科の医師数と医師の当直回数を示します。たぶんこういう数字は公式の場にはあまり出てこないだろうと思って、出させてもらいました。小児科の医師数が10人いる施設が1施設、9人が2施設、7人が2施設、6人が5施設、5人が1施設ということで、9人、10人というかなり人数の多い施設もあるのですけれども、大部分は6、7人でやっている。私どもの施設も6人で、常勤医が4人、研修医が2人という構成です。NICUを運営、維持していくためには、医師1人当たり週1回ぐらいの当直がリーズナブルだとは思うのですが、それを達成できていない施設がかなりあるということです。

小児科医の当直回数ですけれども、常勤医と研修医に分けて計算してみました。当直回数は平日の夜間の当直を1回、土、日、休日の24時間の当直している場合を2回と計算しました。そうすると、常勤医の回数は、0回というのは当直をしていない病院があるわけですが、4回から6回ぐらいということで、週1回以上当直しているという施設が多いということになります。この中には一部救急外来の当直が入っているのもありますので、すべてNICUではないのですが、こういう状態になっています。研修医の当直回数はだいたい4回から、多いところで8回ぐらいとなっており、1回というのは、救急外来の当直だけだった例です。私どもの病院は午前中は一般の外来で、午後は健診

10 -

ワクチン外来、循環器外来など、専門外来という形にしていますが、なかなか当直明けの勤務をフリーにできる体制にはありません。ほとんどの病院がそういう体制だと思うのですが、当直明けも午前、午後の外来をしたり、NICU当番になったり、外来を半日したりということで、当直明けも通常の勤務をせざるを得ない状態です。これは私どもだけでなしに、今回調査した病院にほとんど共通した状態だと思うのです。地域の周産期センターは小児科医の過重労働で成り立っているということで、何らかの形の増員が必要だと思うのです。増員のためにはやはり、昨今の時代ですと、経済性が求められますので、先ほど楠田先生のほうからお話がありましたが、診療報酬なり何らかの面で、増員ができるような体制をつくっていくということが、今後必要ではないかと思います。

あまり全体的な話にはならないのですけれども、私 どもの施設に、NICUに入院した患者さん 2 例につ いて、NICU加算があるのとないのと、どのくらい 違うのかということで、計算をしてみました。1 例目 は今年の4月20日出生の在胎27週、出生体重705gで す。実は私どもの施設はまだはじまって間もない施設 ですし、基本的には在胎期間28週未満はお受けするの をお断りしています。それと出生体重、あるいは推定 体重 1,000g 未満も基本的にはお断りしているのですが、 この例は和歌山県立医大が 5 月の連休のころに病棟移 転のために閉鎖している時期に、和歌山県のある市立 病院から母体搬送の依頼があって、ほかに受ける施設 がなさそうだということで、無理をしてお受けした症 例です。診断はRDSがあって、サーファクタントを 使いました。たまたま先天性甲状腺機能低下症を合併 していて、TSHが 800 単位という高値でした。これ も治療をはじめておりますけれども、本例の出生時か らその月の11日間の請求額を計算してみますと、新生 児集中治療管理料がある場合は、1 日の請求が 12 万 2,212 円になりました。ない場合は7万7,481円とい うことで、4 万 5,000 円ぐらいの差が起こります。集 中治療室管理料は7万6,000円ですから、それがまる まる差額にはならないのですけれども、かなりの差額 になります。

新生児集中治療室管理料の影響の 2 例目ですけれど

も、これは今年の1月15日出生で、近隣の産科診療所で出生した児です。40週5日、4,050gで、重症の胎便吸引症候群があり、基幹病院のドクタースカーによって、当院に搬送入院になりました。15日間で退院しましたけれども、そのうち10日間ぐらいは人工換気療法をしていました。新生児集中治療室管理料がある場合には、1日の請求額が20万9,819円で、なしで一般病棟と同じ扱いで計算すると16万1,774円ということで、4万円余りの差が出てきます。やはり新生児集中治療室管理料は新生児医療の経営面に非常に大きなものであると思います。こういう適用がなくなったあとも、先ほど楠田先生のおっしゃったような、強化管理料というのが新設されればさらに、NICUの経済的な運営がスムーズにいくようになると思います。以上です。

司会 ありがとうございました。私のほうからは診療報酬に関し考慮していただきたい点をまとめたので説明し、その後で楠田先生、丹羽先生に対するご質問を受けたいと思います。

総合周産期母子医療センターに関しましては、情報、 研修、調査等がありますので、都道府県に 1 か所とい うのが、厚生省が定めている現在の基本で、これはそ ういうことでいいだろうと思います。しかし、それぞ れの地域によっては固有のシステムによって、複数の 施設が協力して維持しているところもありますし、行 政がその一部を分担するということもあるので、それ ぞれの機能を生かしていただきたいと考えています。 指定する総合医療センターは 1 か所ですが、保険と周 産期医療整備対策事業との整合性の問題で、複数か単 数かが問題になっています。私はそろそろ両方をきち んと分けて考えていくべきだと思っています。保険の 規定には周産期医療対策事業との関係は直接書き込ま れていないので、それとの関係なしに指定されていく ということでいいと思いますが、地域のセンターとし て機能を果していることが、周産期医療協議会で認め られたものを指定し、それに対して保険を認めるよう に都道府県知事が申請をしていただきたいということ が、第1の点です。

第2に、基準が満たされた施設には、保険の加算を1

か所でなくても認めていただきたい。

第3は、先ほど東京都のご紹介をいだきましたが、 東京も非常に財政が厳しい折りに認めてもらっている わけですが、各都道府県もぜひそういう形で、ある程 度の運営補助金を交付をしていただきたいということ です。ただ、運営補助金だけではできませんので、社 会保険のほうも認めていただきたい。それはやみくも に認めるということではなくて結構で、あとで見直し を行って、真にセンター機能を果しているところは認 める。それから、数が多くて必要数を超えてくれば、 あまり実質的にやらないところは指定替えということ も含めて、検討をしていく必要があるだろうと考えて おります。

地域周産期医療センターに関しては、楠田先生、丹 羽先生からご説明をいただきましたし、そのディスカ ッションとも一致する点ですが、公的な補助金はあり ませんので、これに対しては社会保険である程度運営 ができるようにしていくべきであろうと思います。

実際的な方法としては、新生児強化治療室の加算が 良いかと考えます。新生児強化治療室というのは、従 来の回復室とかインター・メディエートといった部門 に相当します。いまはNICUの中に入っております が、それが中心の施設というのは、地域の周産期母子 医療センターであってかまわないということです。当 然小児科の当直医がいますけれども、NICU専属で なくてもいい。総合周産期の場合はNICUの専属の 医者が回復室、中間室の勤務を兼ねていいということ になっていますので、そういう形で医師の確保ができ、 看護婦が常時8名に1人配置されるということがあれ ば、後方病床指定していただいていいのではないかと 思います。2:1看護という看護加算が、いま最高の 看護加算ですので、それに対して8 床に1 名というと 1:1 看護に相当します。現在の看護料が、2:1 看護 で 750 点であるため、さらに高い看護加算を認めると いうことが必要になります。

先ほど根岸先生がおっしゃいましたハイケア・ユニットみたいなものは、やはり看護婦が大勢必要ですが、そういうところに対しても医療費の加算ができると、小児病棟にハイリスクをお願いするということができやすくなります。新生児強化管理室加算がいいのか、

小児医療の中で 1 : 1 看護みたいなものを、いっしょ に認めてもらう形でいいのかということについては、 少し議論をする必要があるだろうと考えております。

それから先ほども、入院期間が長くなると医療費が安くなってしまうという問題がありました。これは今後考慮していくべきことですけれども、小児病棟とかNICU病棟とかいうのが、20日とか25日とかという、病院全体の入院期間制限の足かせになっているならば、そのカウントからはずしていただきたい。精神科病棟は入院期間の中から除かれていると思いますので、そういうような形で考慮していただくというのがいいかもしれません。そんなところを私は、今後検討していく課題として考えています。

それでは楠田先生、丹羽先生に前に出ていただきまして、質問があればお受けいただきたいと思います。 あるいは私の説明に関してのコメントでも結構ですが。 小川 もう一つだけ加えていただきたいのです。い ま母体搬送を盛んにやっておられるわけです。そうす ると新生児の入院は自分のところの産科からの入院が ほぼ全例になります。これはいっさい紹介がないとい うことになります。そうすると、新生児科は紹介率ゼ 口%になる。これは病院側、あるいは母体数を引っ張 ります。大きな問題です。小児科としてもそれは問題 となります。

多田 母体搬送の場合は赤ん坊も紹介されたから 2 人分だと考えて、あと産まれたときは紹介料というか、 紹介のカウントに入れるようにということで、よろし いのでしょうか。

小川 それをしないと、あちこちで問題が出てくると思います。小さなことですが、病院における小児科 や新生児の立場を守る意味では絶対重要なことです。

多田 ありがとうございました。

中村 いま楠田先生から 1 対 1 で点数の加算というのが一つのラインとして出されていましたが、そのへんはどのぐらいにすればよいという数字が出るものでしょうか。と言いますのは来年保険の改定がありますね。それに対して、学会としても要望を出していく必要があると思うので、そのときの一つの目安として、大阪のデータがあれば教えていただければと思うのです。

楠田 1 対 1 にすれば幾らがいいかというのは、保険はどういうふうにして決められているか、実際にはよくわからないのですけれども、多田先生のつくられた資料の 5 頁を見せていただくと、新看護料というのがあって、6 対 1 から 2 対 1 まで挙がっているですが、必ずしも看護婦さんが倍になったからと言って、点数が倍にはなってないのですね。ですから、この延長上に持っていくと、実は 1 対 1 にしても、そんなに看護料というのは上がらないのです。そうすると、先ほどの収支を見た場合に、この延長上で、たとえばこれを 1 対 1 にするとたぶん 600 点か 700 点ぐらいになると思うのです。そうすると、地域あるいは総合の指定を受けないところでは、ぜんぜん収入にならないので、500点ぐらいさらにここに加算しないと、難しいのではないかと思いますけれども。

多田 丹羽先生も細かいデータで、NICUのあるなしでカウントしてくださいましたが、NICUも十分でないのですけれど、それほど重症でないほう、MASのケースでしょうか、あれは重症ですけれども、超未熟児でなくても、そういうところに入って、たまたまレスピレーター・ケアをやることもあるし、やらないですむのもあるというような例での計算というのは、可能でしょうか。

丹羽 今回はちょっと時間的余裕がなくてできなかったのですが、また機会があれば計算してみたいと思います。

多田 そういう二次施設と言いますか、NICUの大きいところでないところで、どれぐらいだったらばやっていけるというのを、計算ができれば 。ただ、いまの現状でいきますと、当直なしでやっているというのが全部入ってきちゃうと、その経費は安くなってしまうという問題があるので計算が難しいとは思うのですが。

ほかにございますでしょうか。

それでは、今日の全体のことで武田先生にコメントをいただいて、最後にしたいと思います。今日いろいるディスカッションで出てまいりました。厚生省にお願いしなければいけないことが、フォーラム 1 にしても 2 にしても、かなりあったように思うのですが、厚生省のお立場としていろいろ言いにくいこともあるで

しょうけれど、この班の今後についても含めて、コメントをいただければ幸いだと思います。

武田 最初のほうのテーマに関しましては、先ほど ちょっと申し上げさせていただきましたので、それは 全体の実態把握ということで早急に行わなければいけ ないテーマだと思います。あとの総合周産期というか、 周産期医療システムですね、うちのほうで事業化いた しましたそれに関しましては、いま一つの流れとして 動き出してきて、さらに今後てこ入れをしなければい けないということで、先ほどもちらっとお話がござい ましたけれども、先月の末でしたか、国のほうで行い ます周産期医療の推進協議会の中でもご議論をいただ きました。そしてNICUと合わせてMFICUの基 準に関しての改定も含めて、先生方からいろいろとご 議論をいただいたところです。これに関しましても、 いま現在最後の決裁に上げている段階ですので、改定 されたものが今月中は無理でも、来月の頭ぐらいのと ころでは各都道府県のほうに行くと思います。具体的 には、これからの話ですので、まだ通知しているわけ ではありませんけれども、9 床というものから、MF ICUのほうですけれども、6 床以上として、陣痛室 はその中には含めない。補助金の関係で、運営費補助 の関係でプラス3 床にしる4 床にしる、補助金の対象 にはなるわけですが、最低 6 床の中では陣痛室のもの は数えない。そういうような形の言いっ振りのを最終 的にいま調整をしているところです。

そのほか運営費補助は別として、保険に関してなのですが、これはNICUに限らずですけれども、先ほど中村先生のほうからもちょっとご発言がございましたが、2年に一度の大幅な改定というのが、今年度末ということでございます。これはご承知のとおり保険局のほうで、別途にまとめて行っておりますので、学会等のところから積極的に、うちのほうとしては母子保健医療の推進を応援する立場ですので、そちらのほうでぜひご要望を出していただきたいと思います。

そして、いまの流れですけれども、基本的に少子化 対策ということもあって、子供の対策というものを手 厚くやっていかなければいけないのじゃないかという のが国会でも、ご承知のとおり与党を含めて、自自公 の協議の中でも、一つの大きなテーマとして立ち上が っているところです。その中でも、一般的に保育など 福祉的な面もさることながら、小児医療を何とかしな ければいけないという動きも、議員さんたちの中でも ありますし、もちろん厚生省内の議論の中でもありま す。そのためにも、関連の先生方、学会等を通じて、 ぜひそういったご要望等を、保険だけに限らずですけ れども、出していただきたい。声を出していただきた い。これは前々から申し上げていることですけれども、 それをぜひしていただければと思います。時期的には 今年度末に、保険に関してはあるということを、さら にご承知おきいただければと思います。

司会 どうもありがとうございました。楠田先生、 丹羽先生、どうもありがとうございました。それでは 最後に、中村先生のほうにお戻ししたいと思います。

中村 皆さんご協力ありがとうございました。最後に武田先生から大変心強い言葉をいただきました。われわれもそれを具体的な形で提示していければと考えております。後半の部分では小川先生からも話がありました紹介の問題、あるいは長期入院と、いろいろな矛盾、一般の医療の中では、医療の特殊性というのが考慮されてない部分がかなりありますので、これはここの班でやるのか、もっと学会全体でやる問題なのか

両方あると思いますので、具体的にいろんなところから声を出していきたいと思っております。

今日は時間がなくてお話しできませんでしたが、資料の中に9歳児の予後調査の資料を入れておりますが、これはかねてから3歳、6歳と継続してきたものです。だんだん数は減ってきてはおりが、皆さんからのご要望もあって、就学後の様子というのをはっきりさせた上で、この超未熟児の問題も今後考えていかなければいけないと思いますので、ぜひともご協力のほどをよるしくお願いしたいと思います。

今日は大変重大な問題を、非常に短時間の間でしたので、意を尽くせない部分が多々あったかと思いますが、前半の部分の調査のデータを基に、もう一度皆さんといっしょに討議して、年度末には方向性をぜひとも出していきたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

今日はご協力、どうもありがとうございました。(拍手)